

1 5 児童・ひとり親家庭福祉（こども課）

1）市遺児手当

（安城市遺児手当支給条例 昭和45年4月1日施行）

父又は母のいない児童を養育している者に手当を支給することにより、児童の健全な育成とその福祉の増進を図ることを目的としています。（支払月は年6回、奇数月である1月・3月・5月・7月・9月・11月に前2カ月分を口座に振り込みます。）

（1）対象者

18歳以下（18歳到達後、最初の3月31日まで）で、次のいずれかの状態にある児童を養育している本市在住の父若しくは母又は養育者に対して支給する。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ④ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が裁判所からの接近禁止命令又は退去等命令を受けた児童
- ⑥ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 父又は母が重度の障害（身障手帳1・2級、障害年金1級程度）にある児童
- ⑨ その他前各号に準ずる状態にある者で市長が認めた者

※ただし、次の場合は手当の支給は受けられません。

- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通園施設は除く）等に入所又は里親に委託されているとき。
- ・児童が日本国外に住所がある場合。（平成29年4月1日から変更）
- ・父又は母の配偶者（内縁関係を含む。ただし、父又は母に重度の障害がある場合を除く。）に養育されているとき。

（2）所得制限

児童扶養手当の一部支給に係る金額に準ずる。（義務教育終了後の児童のみ所得制限あり）

(3) 制度の推移

年度 項目	昭和50年度	昭和53年度	昭和55年度	平成元年度	平成8年度	平成24年度
対 象 者	父子家庭も 対象とする	同 左	18歳に達した 年度の末日ま で外国籍も支 給対象	同 左	父・母が重 度の障害及 び障害者、 母子・父子 別居監護も 対象とする	父・母が裁 判所からの D V 保護命 令を受けた 者も対象と する
住所要件	住民基本台 帳に登録済 の者	同 左	同 左	同 左	父・母又は 養育者が住 民基本台帳 に登録済の 者	同 左
所得制限	所得制限を 廃止	同 左	義務教育終了 児童のみ所得 制限あり（児 童扶養手当の 制 限 額 と 同 じ）	同 左	同 左	同 左
支 給 額	対象児全員 月 1,500円	対象児全員 月 2,000円	同 左	対象児全員 月 2,500円	同 左	同 左

(4) 対象者数（人）・支給金額（円）受給者等、対象児童は各年度末現在

年 度	受給者等	支給金額	対象児童
令和3年度	1,552	62,390,000	2,315
令和4年度	1,537	62,022,500	2,313
令和5年度	1,508	60,035,000	2,261
令和6年度	1,461	59,555,000	2,219
令和7年度	1,400	58,342,500	2,107

2) 県遺児手当

（愛知県遺児手当支給規則 昭和45年4月1日施行）

父又は母のいない児童を養育している者に手当を支給することにより、児童の健全な育成とその福祉の増進を図ることを目的としています。

（支払月は年6回、奇数月である1月・3月・5月・7月・9月・11月に前2カ月分を口座に振り込みます。）

(1) 対象者

18歳以下（18歳到達後、最初の3月31日まで）で、次のいずれかの状態にある児童を養育している本市在住の父若しくは母又は養育者

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童
- ④ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童

- ⑤ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑥ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 父又は母が重度の障害（身障手帳1・2級、障害年金1級程度）にある児童
- ⑨ その他前各号に準ずる状態にある者で知事が定めるもの

※ただし、次の場合は手当の支給は受けられません。

- ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、通園施設は除く）等に入所又は里親に委託されているとき。
- ・請求者が公的年金、遺族補償を受けることができるとき。
- ・児童が父又は母に支給される公的年金の加算対象となっているとき。
- ・児童が父又は母の死亡について支給される公的年金、遺族補償を受けることができるとき。
- ・児童の住所が県外にあるとき。
- ・父又は母の配偶者（内縁関係を含む。ただし、父又は母に重度の障害がある場合を除く。）に養育されているとき。
- ・過去に同じ児童にかかる手当を受けてから5年を経過しているとき。

(2) 所得制限

児童扶養手当の一部支給に係る金額に準ずる。平成15年8月から配偶者・扶養義務者の所得制限追加

(3) 支給月額（平成25年4月1日改正）

支給開始から1～3年目 児童1人につき4,350円
 4・5年目 〃 2,175円
 6年目以降 支給なし

(4) 対象者数（人）

（各年度末現在）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受給者等	509	516	449	452	433
対象児童	816	861	823	737	690

3) 児童扶養手当

(児童扶養手当法 昭和37年1月1日施行)

父又は母のいない児童を養育している者に手当を支給することにより、児童の福祉増進を図るものです。(支払月は年6回、奇数月である1月・3月・5月・7月・9月・11月に前2カ月分を口座に振り込みます。)

※平成22年8月から父子家庭の父も支給対象となりました。

(1) 対象者

18歳以下(18歳到達後、最初の3月31日まで)及び20歳未満で中度以上の障害(身障手帳1・2・3級、療育手帳A・B程度)を有する次の児童を養育している者

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ④ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ⑤ 父又は母が裁判所からの接近禁止命令又は退去等命令を受けた児童
- ⑥ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 父又は母が重度の障害(身障手帳1・2級、障害年金1級程度)にある児童

※ただし、次のような場合は手当の支給は受けられません。

- ・児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、通園施設を除く)等に入所又は里親に委託されているとき。
- ・請求者又は児童が公的年金等を受給している場合で、公的年金等受給額が、児童扶養手当額より多いとき。
- ・児童が父又は母の配偶者(内縁関係を含む)に養育されているとき。

(2) 制度の推移 (※支給月額とは各年4月1日、所得制限額は11月1日適用)

		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
支給月額		全部支給	全部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
		43,070円	43,060円 ～10,160円	44,140円	44,130円 ～10,410円	45,500円	45,490円 ～10,740円	46,690円	46,680円 ～11,010円
		2人目 10,170円	2人目 10,160円 ～5,090円	2人目以降 10,420円	2人目 10,410円 ～5,210円	2人目 10,750円	2人目 10,740円 ～5,380円	2人目以降 11,030円	2人目以降 11,020円 ～5,520円
		3人目以降 6,100円	3人目以降 6,090円 ～3,050円	3人目以降 6,250円	3人目以降 6,240円 ～3,130円	3人目以降 6,450円	3人目以降 6,440円 ～3,230円		
所得制限	本人	扶養0人の場合 490,000円	扶養0人の場合 1,920,000円	同 左	同 左	扶養0人の場合 690,000円	扶養0人の場合 2,080,000円	同 左	同 左
		扶養1人の場合 870,000円	扶養1人の場合 2,300,000円			扶養1人の場合 1,070,000円	扶養1人の場合 2,460,000円		
		以降扶養1人につき 380,000円加算	以降扶養1人につき 380,000円加算			以降扶養1人につき 380,000円加算	以降扶養1人につき 380,000円加算		
		(所得額に養育費の8割を算入)				同 左			
	扶養義務者等	扶養0人の場合 2,360,000円 扶養1人の場合 2,740,000円 以降扶養1人につき 380,000円加算		同 左		同 左		同 左	

(3) 年度別受給者数(人)・支給額(千円)

受給者数等は各年度末現在数

年度 区分		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		受給者数等	支給額	受給者数等	支給額	受給者数等	支給額	受給者数等	支給額
全部停止者		233		242		206		213	
全額支給者		428	233,097	410	226,321	452	237,643	423	259,160
一部停止者		456	169,273	452	165,460	400	162,321	357	148,460
加 算	2子目	258	41,488	245	39,980	238	40,277	221	40,918
	3子目以降	107	9,579	106	9,255	113	11,995	93	17,472
合 計		1,114	467,598	1,104	441,016	1,058	452,237	993	466,010

4) 家庭児童相談事業

児童福祉法の一部改正により、家庭児童相談に応じることが市町村の業務として明確に規定され、市民、関係機関からの相談・通報があれば、情報収集を行い関係機関と情報を共有しながら、子どもの安全を第一に考え、個々のケース状況に応じた対応を行っています。

(1) 相談件数 (件)

年 度	虐 待	養護相談	D V	その他	継続	合 計
令和 3 年度	30	100	4	168	222	524
令和 4 年度	71	77	15	167	234	564
令和 5 年度	103	129	17	178	235	662
令和 6 年度	72	179	9	184	228	672
令和 7 年度	94	195	13	189	234	725

(2) 要保護児童の入所措置

(児童福祉法 昭和 23 年 1 月 1 日施行)

保護者の温かい愛情と適切な監護のもとで養育されることのできない児童あるいは精神上、身体上又は性格上などに何らかの障害などがあるため、家庭では健全に養育が期待できない児童が入所し、それらの児童の福祉向上を図るものです。

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

施設の種類	施設数	人 数		
		男	女	計
乳児院	0	0	0	0
児童養護施設	14	18	15	33
知的障害児施設	5	3	3	6
盲ろうあ児施設	0	0	0	0
重症心身障害児施設	1	0	1	1
児童心理治療施設	1	0	1	1
肢体不自由児施設	2	1	1	2
児童自立支援施設	0	0	0	0
母子生活支援施設	0	0	0	0
里親		2	1	3
合 計		24	22	46

※入所措置は母子生活支援施設を除いて愛知県〈児童相談センター〉が行います。

5) 産前産後支援事業

産前産後の期間において養育支援が必要な家庭に対し、訪問介護員等を派遣し、家事又は育児の援助を行うことで、母親の心身の健康を維持することを目的としています。

(1) 支援対象

- ・ 出産予定日 2 か月前から出産日 6 か月後までの妊婦又は母親が、核家族であること等により昼間に支援を受けることができず、育児によるストレス、不安、孤立感等を抱えるおそれがある家庭

※令和 6 年度までの支援期間は、出産予定日 2 か月前から出産日 4 か月後まで

(2) 支援内容

- ・ 家事支援、育児支援

(3) 支援実績

	令和 6 年度	令和 7 年度
訪問家庭件数	21	20
延べ派遣回数	194	266

6) 子育て世帯訪問支援事業

家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭又は妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、これらの家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施することにより家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

(1) 支援対象

- ・ 食事、生活習慣等について不適切な養育環境にある児童その他の保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者
- ・ 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者
- ・ 若年妊婦その他の出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
- ・ ヤングケアラー（本来大人が担うことが想定されている家事、家族の世話等を日常的に行っている児童をいう。）の保護者
- ・ 出産予定日 2 か月前から出産日までの間にある多胎妊婦
- ・ 出産日から同日後 1 2 か月を経過するまでの間にある多胎児の保護者

(2) 支援内容

- ・ 家事支援、育児サポート、
- ・ 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談及び助言

- ・地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

(3) 支援実績

	令和6年度	令和7年度
訪問家庭件数	15	23
延べ派遣回数	466	289

7) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、当該家庭の適切な養育の確保が図られることを目的としています。

(1) 支援対象

- ・妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- ・若年の妊娠、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- ・出産後おおむね1年以内の期間にある児童の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- ・食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、児童の虐待のおそれ又はそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- ・公的な支援を必要としているにもかかわらず、公的支援を受けていない児童が属する家庭
- ・児童養護施設等からの退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

(2) 支援内容

- ・養育等の相談及び支援
- ・養育環境の維持又は改善のための相談及び支援

(3) 支援実績

令和6年度から家事・育児支援は産前産後支援事業及び子育て世帯訪問支援事業に移行し、養育支援訪問事業は専門的相談支援のみとなりました。

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度
	家事・育児支援	専門的相談支援	家事・育児支援	専門的相談支援	家事・育児支援	専門的相談支援	専門的相談支援	専門的相談支援
訪問家庭件数	33	30	23	31	18	22	33	34
延べ派遣回数	548	92	198	70	232	45	106	113

8) ショートステイ（子育て短期支援事業）

平成8年4月1日から実施

保護者の疾病、その他の理由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童又は配偶者の暴力等により緊急一時的に保護が必要となった母子を、児童福祉施設等において一定の期間養育又は保護を実施することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。

(1) 委託施設

- ・乳児院（2歳未満） 豊橋ひかり乳児院・ひよこハウス・波うさぎ
- ・児童養護施設（2歳以上） 岡崎平和学園・なかよしこよし・プティヴィラージュ・オリーブ・風の色・豊橋若草育成園
- ・母子生活支援施設（母子） いちょうの家・愛のさと梅坪
- ・里親（18歳未満） 愛知県里親会連合会

(2) 利用者負担 世帯の状況と児童の年齢により異なります。

(3) 利用期間 原則として7日以内

(4) 利用状況（人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用延べ人数	17	22	11	17	35

9) ひとり親家庭支援

(1) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数		ひとり親世帯となった理由		遺児数
区分	世帯数	理由別	世帯数	(遺児手当対象)
ひとり世帯	1,253	死	病死他	101
			交通事故	0
		別	計	101
		離別		955
		行方不明		0
		遺棄		5
		未婚の子		141
		拘禁		0
		保護命令		0
		その他		0
合計	1,253	合計	1,202	1,776

※ ひとり親世帯は令和8年4月1日現在の市遺児手当認定者

(2) 母子・父子自立支援相談

ひとり親家庭、寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談、自立に必要な情報提供などを総合的に行っています。

相談日 月～金曜日（午前8：30～午後5：15） こども課

実施状況(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生活一般	211	330	454	378	483
児童相談	35	79	84	83	65
経済的支援・生活支援	816	779	688	550	517
その他	0	0	0	0	0
合 計	1,062	1,188	1,226	1,011	1,065

(3) 母子・父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に役立つ技能や資格を取得するため。各種講座を受講する場合や各種学校等の養成機関で修業する場合などに給付金を支給する制度です。

いずれも事前相談が必要であり、給付金によって児童扶養手当受給相当の所得制限等があります。

① 自立支援教育訓練給付金（雇用保険の教育訓練給付金の受給対象者である場合は上限から差し引いた額）

安心して仕事に就いたり、働くことを目指すために対象の講座を受講し、修了した場合に、給付金を支給します。

ア 対象講座

- ・雇用保険制度の教育訓練給付金（①一般、②特定一般、③専門実践）の厚生労働大臣指定教育訓練講座
- ・経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座。

イ 支給額

① ②は対象講座の入学料及び受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千1円）

③は対象講座の入学料及び受講料の6割（上限は就業年数×40万円）

終了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の25%（上限年間20万円）を追加支給（最大8.5割の支給）

※雇用保険給付制度の受給対象者は、上限から差し引いた額

② 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のために6か月以上養成機関で修業する場合に支給します。

ア 対象資格 看護師、准看護師、保育士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、保健師、シスコ技術者認定、介護職員初任者研修等

イ 支給期間 修業期間の全期間（上限4年）

ウ 支給額 高等職業訓練促進給付金 市民税非課税世帯 月額100,000円
市民税課税世帯 月額70,500円
(修業期間の最後の12カ月は月額40,000円ずつ増額)
修了支援給付金 市民税非課税世帯 50,000円
市民税課税世帯 25,000円

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対策講座を受講する方に支給します。

ア 給付金の種類 受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金

イ 支給額 (受講開始時)

受講に要する費用に100分の40を乗じて得た額

a (上限10万円、下限4千1円)

b (上限20万円、下限4千1円)

(受講修了時)

受講に要する費用に100分の10を乗じて得た額

a (受講開始時と合わせて上限12万5千円、下限4千1円)

b (受講開始時と合わせて上限25万円、下限4千1円)

(合格時 受講修了から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に限ります。)

受講に要する費用に100分の10を乗じて得た額

a (受講開始時、受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

b (受講開始時、受講修了時給付金と合わせて上限30万円)

※a：通信制の場合 b：通学又は通学及び通信制併用の場合

給付金支給状況(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自立支援給付金	2	2	1	4	4
高等職業訓練促進給付金	5	13	14	8	9
高等職業訓練修了支援給付金	0	2	8	4	3
合計	16	17	23	16	16

(4) ひとり親家庭情報交換事業（安城市母子福祉会委託事業）

安城市母子福祉会と委託契約を結び、安城市母子福祉会による、ひとり親家庭等の親子が互いに情報交換・交流・相談などができる活動を実施し、参加者同士が親睦を深めます。（令和7年度事業 バス旅行、料理教室、お楽しみ会、クリスマス会、ボウリング大会）

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、働くために必要な技能習得のための通学、就職活動や疾病、冠婚葬祭、出張、学校等の公的行事への参加などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行います。

なお、一定額以上の所得がある場合は一部利用負担があります。

① 支援の内容

児童の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品等の買い物など

② 実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
派遣家庭件数	1	2	1	1	1
派遣延べ回数	4	17	7	2	1
派遣延べ時間数	25	48	41	2	1

(6) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付状況

(令和8年4月1日現在)

資金種別	母子福祉(件)	寡婦福祉(件)	資金種別	母子福祉(件)	寡婦福祉(件)
事業開始	0	0	修業	0	0
事業継続	0	0	就職支度	0	0
住 宅	0	0	生 活	0	0
転 宅	1	0	療 養	0	0
就学支度	6	0	結 婚	0	0
修 学	4	0	児童扶養	0	0
技能習得	0	0	計	11	0

※ 各種別に貸付限度額、据置期間、償還期間利率（年1.0%を最高として）が定められています。

10) 内職相談

内職に関する相談に応じ、指導及び事業所へ紹介をします。

- (1) 日 時 毎週金曜日（午前10時～午後3時）
 (2) 場 所 さくら庁舎（旧西会館）1階 相談室
 (3) 相談状況(件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
面接相談	216	219	241	214	172
電話相談	60	84	72	100	134
合 計	276	303	313	314	306

1 6 後期高齢者医療制度・福祉医療・養育医療（国保年金課）

1）後期高齢者医療制度

（安城市後期高齢者医療条例 平成20年4月1日施行）

（1）制度の概要

平成20年4月から、それまでの老人保健制度に代わる新しい高齢者の医療制度として開始しました。75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度で、都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を果たし、市町村と事務を分担しながら運営を行います。

事務分担

愛知県後期高齢者医療広域連合	安 城 市
・ 保険料の決定 ・ 医療の給付 ・ 資格確認書の発行 ・ 制度に関する広報	・ 保険料の徴収 ・ 資格確認書の引渡し ・ 各種申請や届出の受付 ・ 制度に関する広報及び窓口相談

（2）被保険者

75歳以上の方及び一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上の方

（3）医療機関での自己負担

1割～3割（現役並み所得の方は3割）

（4）保険料

所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

①医療分（従来保険料分）

令和8・9年度の保険料率	
所得割率 10.48%	被保険者均等割額 56,130円

②子ども分（子ども・子育て支援納付金分）

令和8年度の保険料率	
所得割率 0.25%	被保険者均等割額 1,362円

区分 年度	被保険者数	給付額	1人当たり給付額
令和3年度	20,585 人	15,456,006 千円	750,838 円
4	21,506	16,492,651	766,886
5	22,595	18,116,660	801,800
6	23,630	18,805,336	795,825
7	24,397	19,482,545	798,563

2) 子ども医療費の助成（県費補助 $\frac{1}{2}$ ・市負担 $\frac{1}{2}$ ）

（安城市子ども医療費助成条例 昭和48年4月1日施行）

子どもの医療費を助成することにより、子どもの健康保持を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。

高校生世代の子どもに対して、平成26年4月から入院分の医療費助成を開始し、令和6年4月から通院分の医療費助成を開始しました。

（1）対象者

0歳から18歳に達する年度末までの子ども

（2）助成の範囲（令和5年度まで）

① 0歳から15歳に達する年度末までの子ども

入院及び通院に係る保険診療分の医療費自己負担額

② ①以後18歳に達する年度末までの子ども

入院に係る保険診療分の医療費自己負担額

※令和6年度以降は、①②ともに入院及び通院に係る保険診療分の医療費自己負担額。

（3）所得制限 なし

医療費の助成状況（受給者数は月平均）

区分 年度	受給者数	助成額	1人当たり助成額
令和3年度	27,226 人	915,446 千円	33,624 円
4	26,607	902,626	33,924
5	25,909	850,932	32,843
6	30,312	1,093,298	36,068
7	29,777	1,093,506	36,723

3) 障害者医療費の助成 (県費補助 $\frac{1}{2}$ ・市負担 $\frac{1}{2}$)

(安城市心身障害者医療費助成条例 昭和48年4月1日施行)

心身に障害がある方の健康保持のため、医療費を助成することにより福祉の増進を図ることを目的としています。

(1) 対象者

- ① 身体障害者手帳1～3級の人
- ② 身体障害者手帳4級の腎臓機能障害の人
- ③ 身体障害者手帳4級～6級の進行性筋萎縮症の人
- ④ 知的障害が認められIQ50以下で療育手帳AまたはB判定の人
- ⑤ 自閉症状群と診断された人

(2) 助成の範囲

入院及び通院に係る保険診療分の医療費自己負担額

(3) 所得制限 なし

医療費の助成状況 (受給者数は月平均)

区分 年度	受 給 者 数	助 成 額	1人当たり助成額
令和3年度	2,011 人	280,411 千円	139,439 円
4	2,037	288,741	141,748
5	2,034	224,710	110,477
6	2,075	299,201	144,193
7	2,113	304,641	144,175

4) 母子・父子家庭医療費の助成 (県費補助 $\frac{1}{2}$ ・市負担 $\frac{1}{2}$)

(安城市母子・父子家庭医療費助成条例 昭和53年11月1日施行)

母子・父子家庭の健康保持のため、医療費を助成することにより福祉の向上に寄与することを目的としています。

(1) 対象者

- ① 18歳に達する年度末までの児童を扶養している配偶者のいない父母
- ② 母子家庭の母又は父子家庭の父に扶養されている18歳に達する年度末までの児童
- ③ 父母のいない18歳に達する年度末までの児童

(2) 助成の範囲

入院及び通院に係る保険診療分の医療費自己負担額

(3) 所得制限 児童扶養手当の所得制限と同じ

医療費の助成状況 (受給者数は月平均)

区分 年度	受 給 者 数	助 成 額	1人当たり助成額
令和3年度	2,483 人	91,173 千円	36,719 円
4	2,446	95,599	39,084
5	2,315	95,380	41,201
6	2,271	96,092	42,313
7	2,166	93,777	43,295

5) 精神障害者医療費の助成 (県費補助 $\frac{1}{2}$ ・市負担 $\frac{1}{2}$)

(安城市精神障害者医療費助成条例 昭和55年1月1日施行)

精神に障害がある方の健康保持のため、医療費を助成することにより福祉の向上に寄与することを目的としています。

(1) 対象者

- ① 精神障害の診断を受け、精神科に入院している人
- ② 自立支援医療(精神通院)制度に該当する人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

(2) 助成の範囲

- ① 対象者①の人

当該精神科入院に係る保険診療分の医療費自己負担額の半額

② 対象者②の人

当該精神科通院に係る保険診療分の医療費自己負担額

③ 対象者③の人

全疾病の入院及び通院に係る保険診療分の医療費自己負担額

(3) 所得制限 なし

医療費の助成状況 (受給者数は月平均)

<入 院> 対象者①の人 (受給者数は月平均)

区分 年度	受 給 者 数	助 成 額	1 人 当 たり 助 成 額
令和3年度	57 人	4,675 千円	82,013 円
4	51	3,713	72,804
5	50	2,906	58,120
6	53	4,649	87,717
7	46	4,543	98,761

<通 院> 対象者②の人 (受給者数は月平均)

区分 年度	受 給 者 数	助 成 額	1 人 当 たり 助 成 額
令和3年度	2,107 人	43,349 千円	20,574 円
4	2,150	42,314	19,681
5	2,261	32,805	14,509
6	2,234	41,965	18,785
7	2,331	42,309	18,151

<全疾病> 対象者③の人 (受給者数は月平均)

区分 年度	受 給 者 数	助 成 額	1 人 当 たり 助 成 額
令和3年度	776 人	117,712 千円	151,691 円
4	853	115,807	135,764
5	924	86,004	93,078
6	1,038	140,881	135,724
7	1,144	146,224	127,818

6) 後期高齢者福祉医療費の助成 (県費補助 $\frac{1}{2}$ ・市負担 $\frac{1}{2}$)

(安城市後期高齢者福祉医療費助成条例 平成29年5月30日施行)

後期高齢者医療被保険者の健康保持のため、医療費を助成することにより福祉の向上に寄与することを目的としています。

(1) 対象者

- ① 障害者医療受給に該当する人
- ② 母子・父子家庭医療受給に該当する人
- ③ 精神障害者医療受給に該当する人
- ④ 戦傷病者手帳を保持している人
- ⑤ ねたきり、認知症要件に該当する人
- ⑥ ひとり暮らし要件に該当する人
- ⑦ 精神保健福祉法による措置入院の人
- ⑧ 感染症予防法による命令入所の人

対象人数 (月平均)

対 象 者	人 数				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 障害者医療受給該当者	2,126人	2,090人	2,081人	2,086人	2,069人
② 母子・父子家庭医療受給該当者	0	0	1	2	1
③ 精神障害者医療受給該当者	328	343	364	386	418
④ 戦傷病者手帳保持者	0	0	0	0	0
⑤ ねたきり、認知症要件	16	15	15	12	17
⑥ ひとり暮らし要件	953	905	867	858	851
⑦ 措置入院患者	0	0	0	0	0
⑧ 命令入所患者	0	0	0	0	0
計	3,423	3,352	3,327	3,345	3,355

(2) 助成の範囲

入院及び通院に係る保険診療分の医療費自己負担額 (ただし、精神障害者医療受給に該当する人は、その助成の範囲に準ずる。)

(3) 所得制限

- ① 対象者①～④、⑦、⑧の人 — なし (ただし、母子・父子家庭医療受給に該当する人は、その所得制限に準ずる。)
- ② 対象者⑤の人 — 主たる生計維持者が市民税非課税

③ 対象者⑥の人 — 市民税非課税

医療費の助成状況（受給者数は月平均）

区分 年度	受 給 者 数	給 付 額	1人当たり助成額
令和3年度	3,423 人	269,816 千円	78,824 円
4	3,352	267,325	79,751
5	3,327	195,550	58,777
6	3,345	300,469	89,826
7	3,355	298,608	89,004

7) 養育医療の給付（国負担 $\frac{1}{2}$ ・県負担 $\frac{1}{4}$ ・市負担 $\frac{1}{4}$ ）

未熟児の健康保持のため、医療費を給付することにより国民保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的としています。

平成25年4月から、愛知県から市町村へ権限移譲された制度で、子ども医療費助成よりも優先します。世帯の所得区分に応じて自己負担金が生じますが、子ども医療費助成の対象となり、実質的な負担はありません。

(1) 対象者

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院による養育が必要と医師が判断した乳児

(2) 給付の範囲

当該入院に係る保険診療分の医療費自己負担額（食事療養費及び移送費を含む）

(3) 所得制限 なし

医療費の給付状況（受給者数は月平均）

区分 年度	受給者数	給付件数	給 付 額	1件当たり給付額
令和3年度	7 人	105 件	8,413 千円	80,124 円
4	7	122	9,356	76,689
5	6	107	7,975	74,533
6	5	94	7,803	83,011
7	6	107	8,741	81,692

1 7 生活困窮者自立支援制度（社会福祉課）

（生活困窮者自立支援法 平成27年4月1日施行）

生活困窮者が生活保護に至る前の段階における自立支援策を強化するため、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給などの支援を行うことにより、生活困窮者の自立を促進します。

1）自立相談支援事業（必須事業・国庫負担分3／4）

経済的に困窮した生活困窮者からの福祉相談に対応し、就労をはじめとした自立に向けて、必要な情報提供や助言を行うとともに、相談者の状況に応じた支援を行います。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談受付件数（件）	821	511	476	580	546
就労者数（人）	26	58	50	13	48

2）住居確保給付金の支給（必須事業・国庫負担分3／4）

失業や収入の減少により経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対して、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労の確保に向けた支援を行います。

令和5年度は、新型コロナウイルスの特例措置がなくなったことから、住居確保給付金の支給額が大幅に減少しています。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規受付件数（人）	92	59	23	29	9
支給額（円）	28,227,600	16,117,600	5,080,435	4,944,000	2,203,200

3）就労準備支援事業（任意事業・国庫補助分2／3）

就労や就職活動に不安を抱える生活困窮者に対して、就労に必要な基礎能力を養う訓練を行うなど、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数（人）	0	0	0	6	5

4) シェルター事業(旧一時生活支援事業) (任意事業・国庫補助分2/3)

住居を失った生活困窮者に対して、一時的な宿泊場所や食事を提供します。

相談支援や就労支援と併せて実施することにより、可能な限り自立の促進を図ります。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数(件)	21	39	14	6	5
延べ宿泊数(泊)	149	407	296	22	38

5) 家計改善支援事業 (任意事業・国庫補助分2/3)

生活困窮者からの家計問題の相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、支出の節約など家計に関する指導・助言を行います。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数(人)	2	1	0	1	2

6) 子どもの学習・生活支援事業 (任意事業・国庫補助分1/2)

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもを対象に、学習の場を提供し、高校へ進学できるよう、また、高校中退を防ぐための支援を行います。

年度	利用者数(人)					実施 日数 (日)	対象者
	中学1年	中学2年	中学3年	高校生	計		
令和3年度	18	21	17	1	57	49	- 生活保護受給世帯の中学生 - 児童扶養手当受給世帯の中学生 - 就学援助受給世帯の中学生 (平成29年度～) - 本事業を利用し、高校へ進学した者(平成29年度～)
令和4年度	24	21	24	1	70	49	
令和5年度	22	24	17	1	64	51	
令和6年度	26	23	27	5	81	51	
令和7年度	22	15	20	6	63	50	

1 8 生活保護（国庫負担分 3 / 4）（社会福祉課）

（生活保護法 昭和25年 5 月 4 日施行）

1 ） 制 度 の あ ら ま し

日本国憲法第25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定されており、この理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

(1) 保護の種類

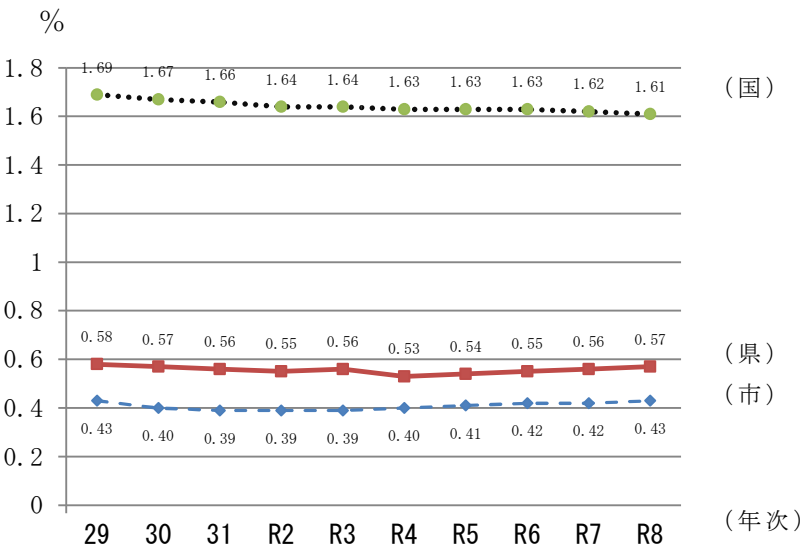
生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 種類の扶助があります。

(2) 申請の手続

法は本人申請主義を採っているため、本人（疾病の場合は代理人）から社会福祉事務所へ申請することにより手続きを開始します。申請があると、担当者が生活困窮の実情について聴取し相談に応じ、内容を調査検討の上、社会福祉事務所長が必要な扶助の決定をします。申請書を受理した日から14日以内（特別な理由がある場合は30日以内）に決定し、通知することになっています。

2 ） 統 計 的 な 数 値

(1) 保護率の比較（各年 4 月 1 日現在）



※県の保護率は、政令市及び中核市を除いた数値

(2) 保護の開廃等（令和 7 年度中）

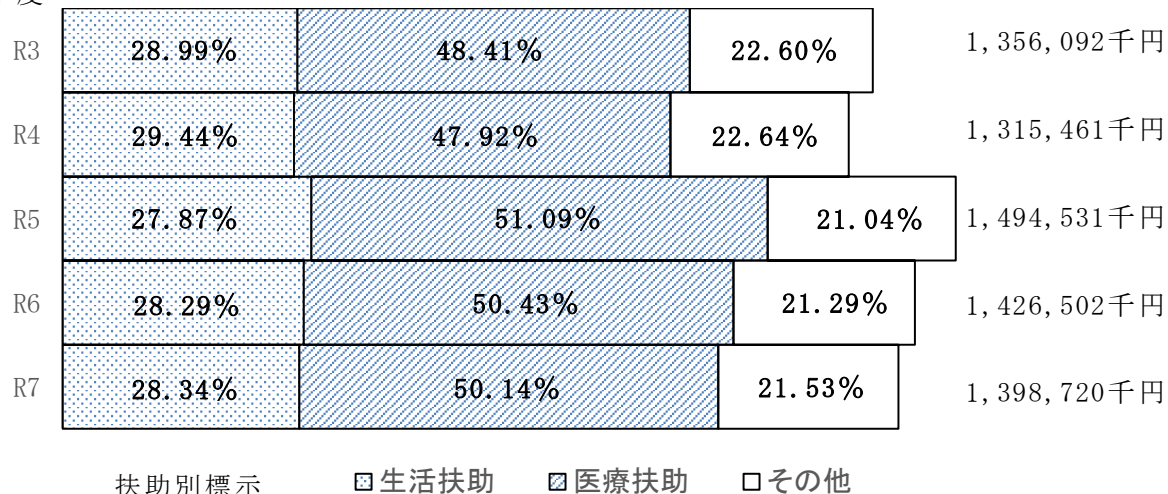
①保護開始の要因	
世帯主等の傷病	36件
預貯金の減少喪失	67件
稼働収入の減少喪失	0件
仕送りの減少喪失	1件
老齢による収入減少	1件
その他	12件
②保護廃止の要因	
死亡・転出・失踪	47件
稼働収入の増加	15件
社会保障給付の増加	6件
親類縁者等の引取り	7件
その他	27件
③却下・取り下げ	27件

(3) 被保護世帯、人数、保護率の推移

(各年度4月1日現在)

年度 項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
被保護世帯	631	651	659	658	673
被保護人数	750	771	799	789	803
保護率(%)	0.40	0.41	0.42	0.42	0.43

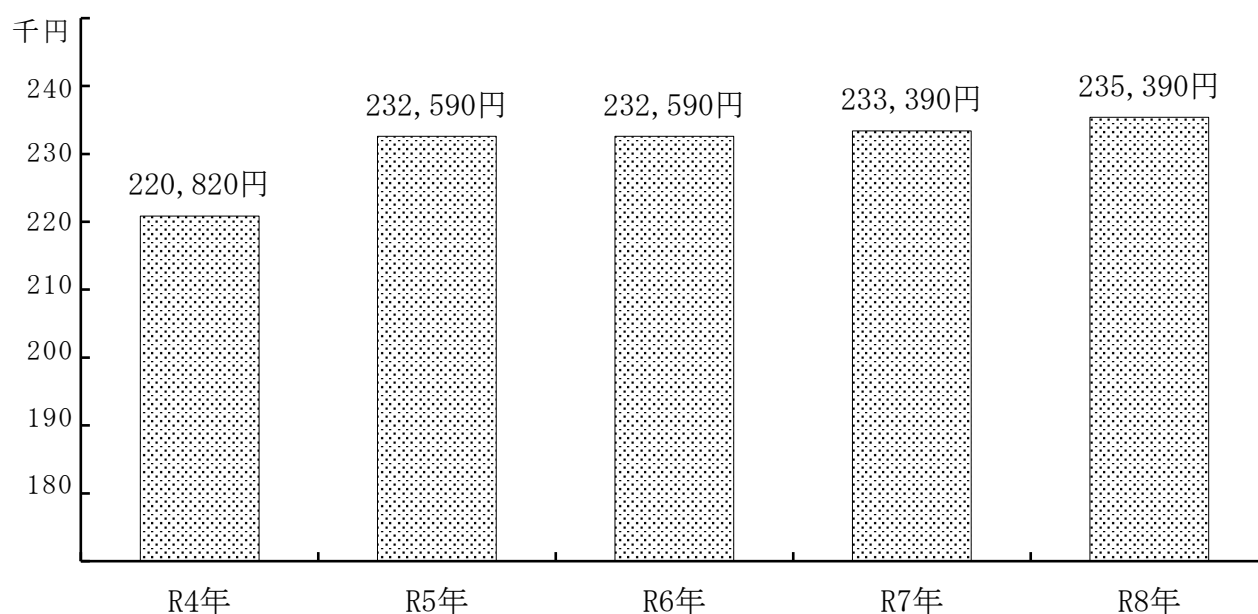
年度



※就労自立給付金、進学準備給付金を含む。

(4) 生活保護基準の推移 (2級地-2の生活扶助、住宅扶助、教育扶助の合計額)

標準4人世帯 (男35歳 女30歳 男9歳 女4歳) 無職無収入



(5) 最低生活保障水準の具体的事例（２級地－２）

(円)

人 数 年 齢 別 事項別	標準４人世帯 35歳男（無職） 30歳女（無職） 9歳男（小３） 4歳女	母子３人世帯 30歳女（無職） 9歳男（小３） 4歳女	高齢者２人世帯 67歳男（無職） 65歳女（無職）	高齢者１人世帯 75歳男（無職）
生活扶助基準額	183,890	183,510	113,010	65,470
住宅扶助特別基準額	48,100	48,100	44,000	37,000
教育扶助基準額	3,400	3,400	0	0
合 計	235,390	235,010	157,010	102,470

※令和８年４月１日基準改定後の支給額（教育扶助のうち学習支援費は実費を支給することとされたため上記金額から除いています。）

—最近の生活保護動向—

保護の推移について前年度と比較すると、被保護世帯数、被保護人数ともに増加しています。

世帯類型別に見ると、「高齢者世帯」が、全般として最も多い割合を占め、次いで「傷病者世帯」の割合が多くなっています。

世帯類型別被保護世帯数

(各年度4月1日現在)

類型	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度		令和８年度	
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合
高齢者世帯	321	50.9%	328	50.4%	299	45.4%	294	44.7%	302	44.9%
母子世帯	21	3.3%	21	3.2%	27	4.1%	26	4.0%	25	3.7%
障害者世帯	97	15.4%	102	15.7%	108	16.4%	115	17.5%	123	18.3%
傷病者世帯	106	16.8%	114	17.5%	126	19.1%	128	19.5%	129	19.2%
その他の世帯	86	13.6%	86	13.2%	99	15.0%	95	14.4%	94	14.0%
計	631	100.0%	651	100.0%	659	100.0%	658	100.0%	673	100.0%

1 9 災害救助（社会福祉課）

1）災害弔慰金等

（災害弔慰金の支給等に関する法律 昭和49年4月1日施行
災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年6月27日施行）

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象（以下「災害」という。）により、市民が被害を受けたとき、その程度により災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付けを行います。また、災害又は火災若しくは火災に伴う消火活動により被害を受けた場合は災害見舞金を支給します。

- | | | | | |
|----------------|-------------|-------|----|-------|
| (1) 災害弔慰金 | 死亡者 | 1人当たり | 最高 | 500万円 |
| (2) 災害障害見舞金 | 障害者 | 1人当たり | 最高 | 250万円 |
| (3) 災害援護資金の貸付け | 1世帯当たり貸付限度額 | | | 350万円 |
| (4) 災害見舞金 | 死亡者 | 1人当たり | | 10万円 |
| | 負傷者 | 1人当たり | 最高 | 3万円 |
| | 住宅・家財の損害 | | 最高 | 10万円 |
| | 床上以上の浸水等 | | 最高 | 2万円 |

災害見舞金の支給実績

区分 年度	総件数	支給金額 (千円)	住 宅			火災による		その他 による 死亡者	床上 浸水	その他
			全焼	一部 焼損	水損	死亡者	負傷者			
3	13	1,035	8	1	4	4	0	0	0	0
4	14	410	4	0	0	0	0	0	10	0
5	14	610	10	1	0	2	0	0	1	0
6	7	405	5	1	0	0	1	0	0	0
7	10	210	0	0	0	0	0	0	10	0

2）被災者生活再建支援金

（安城市被災者生活再建支援金支給要綱 平成30年4月1日施行）

災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、被災者生活再建支援金を支給します。

- | | | | |
|-------------------------------|--------|----|-------|
| (1) 基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金） | 1世帯当たり | 最高 | 100万円 |
| (2) 加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金） | 1世帯当たり | 最高 | 200万円 |

被災者生活再建支援金の支給実績

区分 年度	総件数	支給金額 (千円)	自然災害				住宅再建		
			全壊	解体	長期避難	大規模 半壊	建設・ 購入	補修	賃借
4	1	1,000	1	0	0	0	0	0	0
5	1	2,000	0	0	0	0	1	0	0

※令和元年度～令和3年度及び令和6,7年度は支給実績なし

20 戦没者遺族援護・戦傷病者援護（社会福祉課）

（戦傷病者戦没者遺族等援護法 昭和27年4月30日施行）

戦没者英霊 1,675柱の遺族をはじめとして戦傷病者、海外引揚者等いわゆる戦争犠牲者のための援護施策について、国家保障の精神に基づいて各関係法律により、それぞれの援護を行っています。

戦没者遺族特別給付金等進達 (令和7年度実績)	戦没者父母に対する特別給付金		0 人
	同上妻に対する特別給付金		0 人
	戦没者遺族に対する特別弔慰金		524 人
国債年金証書等交付 一時恩給進達 叙位叙勲伝達 海軍軍人傷病賜金	令和7年度 0 人		
戦傷病者手帳交付者 (4月1日現在)	令和6年	1人(項症1人、款症0人、目症0人)	
	令和7年	0人(項症0人、款症0人、目症0人)	
	令和8年	0人(項症0人、款症0人、目症0人)	
戦傷病者乗車券引換証交付	障害の程度に応じて年間1枚から12枚までを交付 令和7年度交付分人数 0 人		
戦傷病者補装具の交付、修理	義肢、靴型装具 など		0 人

戦没者遺族相談員（国委託）

戦没者遺族相談員は、戦没者遺族の援護の相談に応じ、必要な指導、助言を行います。

相談員氏名
桑山彰弘（池浦町）

連絡先 TEL 74 - 2507

戦傷病者相談員（国委託）

戦傷病者相談員は、戦傷病者及びその妻に係る各種年金・給付金等の受給に関すること、更生及び生活上の問題解決等の相談及び指導を行います。

相談員氏名
現在欠員

2 1 社会福祉法人 安城市社会福祉協議会

会 長 神 谷 明 文

所在地 愛知県安城市赤松町大北78番地4 電話 77-2941

フクシイチバン！

【概要】

社会福祉法に基づいて設立し、安城市における社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を推進し、地域福祉の増進を図ることを目的として、次の主な事業を行っています。

- (1) 福祉サービス
- (2) 安城善意銀行
- (3) ボランティアセンター
- (4) 貸付業務（善意銀行、生活福祉資金）
- (5) ふれあいサービスセンター
- (6) 福祉サービス利用援助事業
- (7) 後見支援事業
- (8) 訪問介護事業
- (9) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- (10) 地区社会福祉協議会の支援
- (11) 町内福祉委員会の支援
- (12) 生活支援体制整備事業
- (13) 重層的支援体制整備事業
- (14) 相談事業（心配ごと相談所）
- (15) 介護予防事業
- (16) 共同募金
- (17) 日本赤十字社安城市地区

受託する施設

- (1) 総合福祉センター、中央児童センター（指定管理）
- (2) 北部福祉センター（指定管理）
- (3) 西部福祉センター、西部児童センター（指定管理）
- (4) 作野福祉センター（指定管理）
- (5) 桜井福祉センター（指定管理）
- (6) 中部福祉センター（指定管理）
- (7) 安祥福祉センター、安祥児童センター（指定管理）
- (8) 身体障害者デイサービスセンター（指定管理）
- (9) 社会福祉会館（指定管理）
- (10) 明祥福祉センター（事業運営）

【予算】

当初予算額 1, 6 6 7, 4 8 8 千円

会 計 名	金額 (千円)	割合 (%)	会 計 名	金額 (千円)	割合 (%)
法人運営事業	444,757	26.67	中央児童センター事業	13,307	0.80
基金運営事業	7,047	0.42	中央老人福祉センター事業	56,987	3.42
社会福祉会館事業	26,932	1.62	身体障害者福祉センター事業	16,859	1.01
広報紙発行事業	7,732	0.46	総合福祉センター事業	26,131	1.57
福祉まつり事業	4,800	0.29	北部老人福祉センター事業	52,945	3.18
福祉大会事業	2,578	0.15	西部児童センター事業	13,164	0.79
障害者福祉事業	4,733	0.28	西部老人福祉センター事業	55,240	3.31
福祉教育推進事業	2,003	0.12	作野老人福祉センター事業	50,433	3.02
法外援護事業	3,296	0.20	桜井老人福祉センター事業	52,886	3.17
地域福祉活動推進事業	177,851	10.67	身体障害者デイサービス センター事業	70,931	4.25
心配ごと相談事業	1,316	0.08	中部老人福祉センター事業	53,168	3.19
介護予防事業	47,838	2.87	安祥児童センター事業	13,319	0.80
福祉サービス利用援助事業	16,384	0.98	安祥老人福祉センター事業	51,338	3.08
一般募金配分事業	10,034	0.60	明祥老人福祉センター事業	14,898	0.89
歳末たすけあい配分事業	6,102	0.37	居宅介護支援事業	43,653	2.62
安城善意銀行事業	11,087	0.66	地域包括支援センター中部 事業	32,452	1.95
生活福祉資金貸付事業	15,861	0.95	介護予防支援事業	21,824	1.31
ボランティア活動振興事業	19,902	1.19	成年後見支援事業	23,805	1.43
ふれあいサービスセンター 事業	13,872	0.83			
特定相談支援事業	76,622	4.60			
基幹相談支援センター事業	36,754	2.20			
ホームヘルパーセンター事 業（介護保険）	100	0.01			
ホームヘルパーセンター事 業（障害者総合支援）	24,753	1.48			
ホームヘルパー派遣事業	18,774	1.13			
福祉介助サービス事業	6,227	0.37			
高齢者世話付住宅生活援助 員派遣事業	16,793	1.01			

1) 福祉サービス

(1) 車いす貸出事業

市内在住で家庭での日常生活に支障があり、短期で車いすの利用が必要な人や市内の福祉関係者及び福祉施設に車いすを貸し出しています。

① 利用期間 1 か月以内

② 実績

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸出件数	398件	577件	754件	754件	789件	722件

(2) サルビア号の貸出事業

車いす使用者の移送に便利な車両を貸し出しています。

① 貸出対象者

- ・市内在住で車いす使用者を移送する人
- ・市外在住で市内在住の車いす使用者の親族
- ・市内の福祉団体及び福祉施設の会員・職員等

② 利用日数 同一月内で、合計4日間まで

③ 利用料 普通車は燃料費、軽自動車は利用距離に応じた燃料費
(通行料、駐車料その他の使用料等は、利用者負担)

④ サルビア号の貸出件数

車 種	貸 出 場 所	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
サルビア1号(3人乗り)	中部福祉センター	122	131	148	101	121	95
サルビア2号(〃)	安祥福祉センター	77	66	85	118	90	117
サルビア3号(〃)	明祥プラザ	64	81	47	50	82	95
サルビア5号(〃)	北部福祉センター	83	102	81	85	114	145
サルビア6号(〃)	西部福祉センター	78	105	104	109	130	138
サルビア7号(〃)	作野福祉センター	86	103	102	102	106	109
サルビア8号(〃)	桜井福祉センター	82	100	139	144	143	133
サルビア10号(10人乗り)	総合福祉センター	26	26	42	54	60	54
サルビア11号(6人乗り)	総合福祉センター	39	31	62	96	70	67
合 計		1,040	745	810	859	916	953

(3) 福祉介助サービス事業

社協の単独事業として、病院内援助のためホームヘルパーを派遣して院内介助サービスを行い、また、福祉有償業務として移送サービスを行っています。

① 院内介助サービス事業

区分 年度	延べ利用者数（人）	利用回数（回）	利用時間（時間）
令和3年度	94	148	192.5
令和4年度	78	98	94.5
令和5年度	77	97	99.5
令和6年度	71	87	107.0
令和7年度	50	54	56.75

② 移送サービス事業

区分 年度	延べ利用者数 人	利用回数 回	利用距離 k m
令和3年度	192	550	1,540.0
令和4年度	190	601	2,884.5
令和5年度	186	726	2,444.9
令和6年度	186	660	2,601.6
令和7年度	178	732	2,442.9

(4) 鍵の預かり事業

市内在住のひとり暮らし高齢者・障害者及び高齢者のみ世帯などで、身近に鍵の保管ができる親族がいない人を対象に、自宅の鍵を預かることで、福祉電話などによる安否確認時に円滑に自宅に入り速やかな対応ができるようにするサービスです。鍵の紛失時の開錠も対応しています。

① 利用料 年会費、利用料は無料

② 登録者数 11人（令和7年度末現在）

(5) リフレッシュツアーの開催

在宅で介護保険認定（要介護または要支援）者を介護している人を対象に、介護の慰労と当事者同士の交流、情報交換を目的とした日帰りバス旅行を開催しています。

令和7年度状況

- ① 日 時 令和7年11月6日(木)
- ② 場 所 蒲郡温泉ホテル竹島、蒲郡オレンジパーク、ラグーナ蒲郡（蒲郡市）
- ③ 参加者 35人

(6) 原爆被爆者見舞金

原子爆弾の被爆者に見舞金を支給することにより、被爆者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

- ① 受給資格者 被爆者健康手帳の交付を受け、かつ安城市内に住所を有する方
- ② 見舞金額 年額 5,000円
- ③ 実績

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給者数(人)	25	23	23	23	21
見舞金総額(円)	125,000	115,000	115,000	115,000	105,000

(7) 特定疾患見舞金

特定疾患に関する治療を受けている方に見舞金を支給することによって、患者の福祉の増進に寄与することを目的としています。

- ① 受給資格者 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する指定難病又は愛知県特定疾患医療給付事業要領に規定する疾患を罹患し、かつ安城市内に住所を有する方
- ② 見舞金額 年額 5,000円
- ③ 実績

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
支給者数(人)	714	729	769	811	805
見舞金総額(円)	3,570,000	3,645,000	3,845,000	4,055,000	4,025,000

2) 安城善意銀行

善意銀行は、みなさんの善意の金品預託を社会福祉施設をはじめ、援助を必要とする方々のために活用しています。

(1) 金銭預託 85件 1,170,248円

(2) 物品・収集物預託 132件

- ・使用済み切手、ベルマーク、書き損じはがき等
(収集ボランティア等を通じ関係機関へ)

- ・大型モニター、災害用備蓄品、食料品等 (福祉施設等へ寄贈)

(3) 貸付事業

種 別	相談件数(件)	貸付件数 (件)	貸付金額 (円)
生活資金貸付	41	14	425,000
生保つなぎ貸付	5	5	157,000
緊急援助貸付	34	5	40,500
計	80	24	622,500

(4) 中根文庫事業

- ・福祉関係の書籍1作品を購入

書籍所有数	1,475冊
-------	--------

(5) 食料支援事業

① 現物給付

他制度の利用が困難な生活困窮世帯に米やミルクなどを提供

相談件数	実績件数
116件	107件

② セカンドハーベスト名古屋

生活困窮世帯にフードバンクを利用して食料を提供

相談件数	実績件数
2件	2件

(6) 生活物品貸出事業

生活困窮者へ、炊飯器、IHクッキングヒーター、ガスコンロ、ランタンなどを貸出し

相談件数	実績件数
4件	4件

(7) 携帯電話取得支援事業

就職活動を円滑に行えるよう、携帯電話等の取得に要する費用を負担

相談件数	実績件数
3件	0件

3) ボランティアセンター

ボランティア活動の推進を図るため昭和53年10月に設置しました。

ボランティア活動に参加したい方を受け付けるとともに、ボランティアの派遣を希望する方や機関との連絡調整をはじめ、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の啓発などを福祉に限らず、環境・子育て・防災などさまざまな分野で行っています。

また、ボランティア活動についてのさまざまな相談に対応するため、ボランティア相談窓口を開設しています。

※ボランティア登録団体数 217グループ（令和8年3月31日）

令和7年度 ボランティア登録団体一覧

(五十音順)

令和8年3月現在

NO	団 体 名	活 動 内 容
1	愛知県健康づくりリーダー連絡協議会安城支部	健康体操指導での施設訪問
2	あいち防災リーダー会三河ブロック	地域防災活動支援・啓発
3	あけぼのさくらの会	野良猫の保護活動、不妊、去勢手術等の啓発活動
4	ami セルクル	小物づくり、左筆文字を教えるサロン開催
5	アロハナニ安城マーネレ	フラダンスで施設訪問
6	安笑落語会	落語での施設訪問
7	アンジョウミュージックアワー	音楽を通じて、安城市をPRし地域活性化と交流を図るイベントを開催
8	アンフォーレ・ウォーキング協会	アンフォーレを拠点とするウォーキング啓発活動
9	安城エブロン会	安城駅周辺の清掃、イベントの手伝い
10	安城岳風会	町内会、福祉施設などで詩吟を指導、披露する
11	安城更生病院ぼらんていあ会よつ葉	病院内の案内・車いす介助・話し相手など
12	安城市交通安全リーダー	市内交通安全立哨活動
13	安城市施設慰問団いろはショー座	歌・踊り・マジックでの施設訪問
14	安城市市民協働サポータークラブ	市民協働に関する啓発活動・講座開催
15	安城市障害児・者の自立を援助しあう会「ばれっと」	障がい児・者の地域での自立支援、公共機関利用のデイクア
16	安城市消費生活学校	消費生活や健康、環境に関する学習会開催
17	安城市食育健康づくりの会	食生活を通しての健康づくり促進支援
18	安城市赤十字奉仕団	奉仕活動、募金活動、日赤キャンペーン
19	安城市手をつなぐ育成会	知的障がい者の保護、地域での暮らし支援活動
20	安城市不登校・ひきこもり支援ネットワーク	不登校・ひきこもりの支援を行う団体・親の会のネットワーク作り
21	安城市防犯ボランティアリーダー	子ども・高齢者対象の防犯啓発
22	安城市民やろMYプログラム実行隊	健康づくりプログラムの企画・開催
23	安城市民立小中一貫校安城おきな木	従来の学校以外で小学生、中学生が共に学べる場を提供する。
24	安城市歴史博物館ボランティア	歴史博物館内のガイド・イベント協力
25	安城市レクリエーション支援者クラブ	各種団体のレクリエーション指導
26	おこのみ会	学校が苦手な子の相談、理解と居場所づくり支援活動
27	安城生涯学習まちづくり企画人	生涯学習を通してまちづくりを推進する
28	安城生活福祉高等専修学校	施設訪問、募金、地域行事参加
29	安城断酒会	断酒のための相談
30	安城手品愛好会	手品での施設訪問
31	安城点訳サークルきつつき会	点字図書作成、点訳、墨訳活動、福祉実践教室講師の派遣
32	安城図書館友の会	図書館の発展に協力、利用者との交流（イベント開催）
33	安城福祉ふれあいダンス	ダンスパーティー開催での寄付
34	安城ふるさとガイドの会	市内観光・史跡めぐりガイド
35	安城北部ルピナス	北部福祉センター内庭の手入れ
36	安城防災ネット	防災啓発活動、災害救援
37	Anjoyともだち	外国籍もしくは外国をルーツにもつ市民との交流
38	あんじょうまざりん	市内外国ルーツの子どもたちの生活支援活動
39	安城昔あそび・風	風づくりで昔の遊びを伝承
40	池浦ふれあいサークル	池浦町でのほっとサロン活動、健康体操開催
41	井杭山卓ボラ会	卓球療法の普及と世代間卓球交流
42	(一社) Team MAMA	乳幼児親子の居場所づくりとイベント開催、小学生の放課後居場所づくり等
43	稲荷23	神社の清掃
44	井畑花の道サークル	猿渡川堤防の環境美化活動
45	映&音plus	音楽や映像を通じて安城市の魅力を発信し、地域の活性化と高齢者の認知症予防に取り組む
46	ASC26(どうする26サークル)	安城市が主催する各種イベントにボランティア参加する
47	エコりんりん	自転車利用促進啓発、イベントの企画・運営
48	S.C.12愛護会(シルバーカレッジ12期O.B会)	街路樹・公園清掃など
49	NPO法人こえもじ	音声認識アプリなどを利用した字幕を研究し、社会への普及を目指す
50	NPO法人スマイルリーチ	国際交流のイベントの企画・運営、外国ルーツの子どもたち向けの教育支援
51	NPO法人ほのぼのふぁみりー	昭林公民館遊戯室で行う乳幼児と親対象とした子育て支援
52	絵本サークルいないいないばあ	絵本の読み聞かせ
53	えほんのとびら	絵本の読み聞かせ
54	小川の里ボランティアサークル回転木馬	高齢者施設小川の里の外出介助・施設イベントの誘導・レクリエーションの補助
55	おはなしえがお	絵本の読み聞かせ
56	おはなしキララ	絵本の読み聞かせ
57	おはなしとんどん	絵本の読み聞かせ
58	おはなしボッケ	絵本の読み聞かせ
59	おはなしゆりかご	絵本の読み聞かせ
60	おはなしレストラン	ストーリーテリング

NO	団 体 名	活 動 内 容
61	おはなしわくわく	絵本の読み聞かせ
62	おもちゃ病院	おもちゃの修理
63	親の会咲くやこの花	障がい児の親子同士・地域の方々との交流会開催など
64	音訳ボランティア「安城ひびきの会」	視覚障がい者に広報誌・新聞・本・情報誌の音訳、音訳CDの提供
65	介護者おしゃべりサロン	介護者のケアを目的とした情報交換の場づくり
66	かかたいしょう 呵呵大笑	児童養護施設退園後の方に日常生活支援(家事の実習など)、相談支援
67	神楽山公園グリーン会	三河安城町内神楽山公園周辺の清掃
68	家庭倫理の会三河	安祥城址公園の清掃、子育てセミナー開催
69	鹿乗お助け隊	鹿乗地域の一人暮らし高齢者・障がい者の日常生活での困り事の手伝い
70	川の会	不登校・ひきこもり・発達障がいの若者の居場所づくり支援
71	環境美化グループボランティア23	23号線と泉Ⅰ.C付近～西尾Ⅰ.C環境美化活動
72	ガボラの会	学校生活におけるサポートを必要とする子どもへの支援
73	キャロット安城NPO法人日本食育協会	クッキングを通して食に対する知識・意識を高める支援
74	記録サークルテレカメ	福祉関係行事の記録写真、ビデオ撮影・編集
75	くらしの保健室 そわか	アロママッサージでの施設訪問
76	グリーンそう	食育・環境・健康・生きがいにに関する支援
77	グループ「おとなりさん」	安祥地区での高齢者・障がい者の居場所づくり
78	傾聴グループみみより	傾聴での施設訪問
79	軽度知的障がいを考える会・スマイル	軽度知的障がい者との交流、啓蒙活動
80	弦楽アンサンブルドルチェ	バイオリン・チェロ演奏での施設訪問
81	CoderDojo Anjo	小・中学生、高校生へのプログラミング指導
82	高齢者疑似体験指導サークル「たけうま」	高齢者疑似体験の指導
83	こころの病を持つ方のセルフヘルプサークル「momoの部屋」	精神障害を持つ方のための情報交換、相談、交流など
84	子育てネットワークー安城	家庭教育の大切さを伝える学習会、研修会等を企画
85	子ども音楽フェスタ実行委員会	子どもフェスタ開催、生バンド演奏での児童福祉施設訪問
86	子どもが真ん中 子ども食堂と子どもの居場所あいニコ	幅広い年齢の第3の居場所づくりと子ども食堂
87	子どもと家族支援研究会 FSあいち	初めての赤ちゃんの子育てサポート、地域の親子の繋がり場作り、サロンの企画運営
88	コドモノダイドコsora	食を通して子育て支援。子ども食堂、子どもを対象にした料理教室
89	サークル＊くるくる	在宅障がい者支援、まちづくり、福祉学習の協力
90	作野ふれあい園芸福祉の会	作野福祉センター内花壇づくり
91	さくら日本語の会	市内及び近隣在住の外国人への日本語学習支援
92	篠目ボランティアネットの会	篠目町内住民の生活支援など
93	さるびあダンスサークル	社交ダンスでの施設訪問
94	サルビアにほんこの会	市内及び近隣在住の外国人への日本語学習支援
95	さんかく21・安城	安城市の男女共同参画社会をめざして啓蒙活動していく
96	視覚障がいガイドボランティアサークルあいの会	安城市身体障害者福祉協会視覚部会員の外出介助、日常生活訓練講座開催
97	四季桜の会（二胡）	二胡、琴、フルート演奏での施設訪問
98	しっぽ	野良猫のTNR実施活動
99	手話サークルさくらんぼ	手話学習、聴覚障がい者との交流
100	手話サークルやまびこ	手話学習、聴覚障がい者との交流
101	手話サークルゆびきりげんまん	手話学習、聴覚障がい者との交流
102	芝うさぎ倶楽部	介護補助、学習支援
103	ジバンシー	オカリナ・ギター・ウクレレ演奏での施設訪問
104	地元の作家たち	趣味や特技を生かした物づくり指導
105	すくらむ	地域の人たちが楽しく住みやすく交流を持てる街になるための地域活性化活動
106	西部っこサポートボランティア	西部小学校において授業の補助・見守り・児童のサポートなど
107	西部ハーモニカサークル	ハーモニカ演奏での福祉施設訪問活動
108	創年塾耕し人	農業後継者支援、被災地支援
109	託児サークル ぽかぽか	講座等、必要に応じ、子どもを預かる
110	託児グループひまわり	公民館講座などにおける託児での子育て支援
111	託児ボランティア「託児ママ」	子育て支援センターでの託児保育
112	ダンディー・スマイル	エレキギター演奏・歌での施設訪問
113	田んぼピオトープの会	自然農法での稲作栽培を通し食育支援、生き物観察会開催
114	地域ふれあいサークルかんらんしゃ	桜井地区での赤ちゃんから高齢者までのふれあいサロン活動
115	チャイルドライン・みかわ	子どもの声に耳を傾ける電話の受け手
116	通訳ボランティア飛行船	外国人への通訳・ガイドボランティア
117	TNRバレット	市内の飼い主のいない猫に関わる問題解決の手助け、TNR活動サポートなど
118	寺子屋『Dear。。。』	子ども食堂、地域の大人と子どもとが遊びを通して異年齢交流する場と時間を設ける
119	東海道松並木の会	旧東海道松並木の市道の清掃と保護活動、北部小登校見守り活動
120	特定非営利活動法人愛知ネット	防災・災害救援、社会教育、まちづくり、NPO支援
121	特定非営利活動法人あんじょう地域ねこの会	地域猫活動の支援
122	特定非営利活動法人安城まちな学校	子どもの体験学習講座、学校教育支援、障がい者支援

NO	団 体 名	活 動 内 容
123	特定非営利活動法人ing	高齢者居場所作りと外出支援、親子支援、DV女性相談、地域福祉
124	特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城	子どもの健全育成、文化・芸術・スポーツの振興
125	特定非営利活動法人国際ミュージック空手連盟闘真	空手指導による青少年の健全育成
126	特定非営利活動法人Co.mimi	聴覚障がい者と公園清掃活動、聴覚障がい者理解の啓発
127	特定非営利活動法人コミュニティサポーターほっぴ	PC講座開催、IT・小中学生向け防災学習支援
128	特定非営利活動法人5ーCHA	発達障がい児の社会参加・自立支援、保護者交流場所の提供
129	特定非営利活動法人多文化共生サポートAdagio	外国人と日本人の共生サポート、中学・高校生の日本語学習支援
130	特定非営利活動法人チャンネルDaichi	市民放送局の番組を制作、撮影、編集に関わる指導
131	特定非営利活動法人ぶらっとほーむ	不登校・ひきこもりなどの生きづらさを抱えた人とその家族の支援
132	特定非営利活動法人メダカの学校	自然療法による社会復帰支援
133	特定非営利活動法人よりそいの会	一人暮らし身元保証・看取り・葬儀の相談や支援
134	特定非営利活動法人リネーブル・若者セーフティネット	困難を抱えた若者の自立支援
135	特定非営利活動法人link	地域でのイベントに関わる青少年の育成・支援
136	読話サークル「コスモス」	聴覚障がい者の読話の勉強・交流
137	南吉朗読ででむし会	新美南吉作品の朗読会開催
138	難聴者・中途失聴者の会 ともだち	難聴・中途失聴者の学習会・交流会開催、啓発活動
139	西三河岳風会安城支部	施設での詩吟指導・披露
140	にじいろ子ども応援団	フードドライブで募った食品の配布、子ども食堂・調理体験の開催
141	にほんごひろば	市内及び近隣在住の外国人への日本語学習支援
142	日本将棋連盟安城支部	市内施設・学校での将棋普及活動
143	人形劇団べば	人形劇・パネルシアター・紙芝居・手遊び・腹話術の公演
144	人形劇どーなっつ	人形劇での施設訪問、小物づくり等のワークショップ
145	年幸バンド	エレキバンド(懐メロ・童謡)演奏での施設訪問
146	ハッピーサークル	高齢者の居場所づくり(体操、生け花、安城の歴史講座の開催)
147	ハッピーハッピーエンジェル	シニアファッションショー開催、一人暮らし向け食事提供活動
148	花かご	地域活性化、高齢者福祉、他団体と協働し活動の活性化
149	はな桃の会	浄化療法・美術文化法を通しての健康法周知
150	パソコンボランティア「あぜみち」	障がい者・高齢者のパソコン利用支援、ボランティアのホームページ作成
151	バーバママ	親子ふれあいサロン開催、子育て相談
152	BFFクラブ	子どもから大人まで、一生の友人になれるようなサークル作り
153	東尾ボランティアコスモス会	安城町東尾地区でのふれあい交流、美化活動
154	彼岸花会	彼岸花の植付、ウォーキング企画、河川環境美化活動
155	ひねりっ娘	イベントでのバルーンアートづくり
156	Foods for Children安城	有機学校給食の導入、食の安全性など食育に関する啓発活動
157	福祉電話ボランティア	ひとり暮らし高齢者への電話による安否確認
158	古井新町ふれあいバンド	歌、生バンドによる福祉施設訪問
159	Bloom-Men Wind Orchestra	吹奏楽を通じて、音楽の輪、人の輪を広げる
160	ふれあい「えのき」	榎前町でのふれあい交流、地域防犯、美化
161	ふれあいとまと	高柳町でのふれあい交流、小学1年生下校時見守り、芸能での施設訪問
162	ペット防災・同伴避難協議会	ペット同伴避難所作りのための啓発活動
163	別所団地西鹿乗川美化クラブ	鹿乗川沿いの団地・児童公園の除草
164	防災ボランティアのぞみ	防災訓練、コーディネーター研修参加、ネットワーク作り
165	防災ママかきつばた	防災セミナーやSNSを通じて、防災啓発や情報発信を行う
166	ボランティアいずみ会	地域行事の手伝い及び子どもの育成
167	ボランティアネット北明治の会	北明治地区でのふれあい交流
168	ボランティア・マイク	司会・アナウンスでの地域行事活性支援、朗読・声の体操での施設訪問
169	未来食堂 安城 みんなの食堂	子どもから高齢者まで、子ども食堂を通してみんなの居場所づくりをする
170	みんなのいずみ食堂	子どもからおとなまで食を通して地域での交流の場の提供
171	結〜る。ちょこっと応援隊	地域の清掃・美化活動と地域を盛り上げるイベントの開催
172	ゆうき少年団	子どもたちの自然体験を通じた異年齢との仲間づくり支援
173	要約筆記サークル「なしばた」	聴覚障がい者の方に文字でコミュニケーション支援の手伝い
174	読み聞かせ おはなし すまいる	絵本の読み聞かせ、手遊び等
175	読み聞かせ音楽グループ音和	音楽(ピアノ・箏・三味線・鼓)を取り入れた絵本読み聞かせ・紙芝居での施設訪問
176	う・ら・ブーケ	ベリーダンス・マジック・民謡・歌謡曲・フラダンスでの施設訪問
177	レディカ シティ プラスオーケストラ	地域イベント、演奏会を通じて音楽の楽しさを広める
178	「わくわく」子ども日本語の会	中部小、市民活動センターで、外国児童に日本語、学習指導
179	わらべうたの会おっぴっぴのぶう	わらべうたでの子育て支援、伝承

(1) ボランティアの養成・研修

ボランティア活動の推進を図るため各種のボランティア講座を開催しています。

- ① 手話・点訳・音訳・ガイドヘルプ・傾聴など専門技術や知識が必要なボランティアの養成講座

- ② その他のボランティア講座

※年度によってメニューを変えて開催しています。

(2) ボランティア活動の啓発

ボランティア活動への参加を促進するため、ボランティア活動に関する情報提供と相談及び連絡調整を行っています。

- ① 社協だより（毎月発行）に記事掲載

- ② ボランティア活動等のDVD貸出

- ③ ボランティア相談—安城市社会福祉会館 毎週火～土曜日

午前9時から正午まで・午後1時から午後5時まで

ボランティア相談実績

・相談件数 158件

・相談内容内訳

活動希望	派遣希望	情報提供	助言指導	その他
32	86	35	5	0

(3) ボランティア活動の支援

ボランティア活動者を支援するため、必要な援助を行っています。

- ① 安城市ボランティア連絡協議会の育成・援助

- ② 活動に必要な資材・機材の貸出・支給

- ③ ボランティア研修参加経費援助

- ④ ボランティア活動に関する保険の説明や加入受付

(4) 福祉教育の推進

- ① 福祉学習実施校助成事業

市内の小・中学校が行う自主的な福祉やボランティア学習に対して助成を行っています。

・令和7年度実績—小学校15校、中学校1校

安城中部小学校、安城南部小学校、安城西部小学校、錦町小学校、桜井小学校、祥南小学校、丈山小学校、二本木小学校、里町小学校、桜町小学校、桜林小学校、新田小学校、今池小学校、三河安城小学校、梨の里小学校、安城北中学校

② ボランティア体験プログラム

夏休みに市内の中・高校生及び一般市民を対象として、ボランティア体験できる機会を設けています。

- ・令和7年度参加者人数180人

③ 福祉体験教室等講師派遣

学校などで福祉体験教室や交流会等を行う際に講師の派遣を行っています。

- ・令和7年度実績—依頼22件 派遣回数70回

4) 貸付業務

(1) 安城善意銀行

低所得世帯に対し、経済的自立を支援し安定した生活を営むことができるように、10万円を限度として貸付を行い、緊急の場合にも対応できるようにしています。

(2) 生活福祉資金

生活福祉資金貸付制度は、失業者、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、その世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることができるよう貸付を行う制度で、愛知県社会福祉協議会が実施主体となり、安城市社会福祉協議会が窓口となっています。

この制度は、民生委員の協力のもと貸付世帯に対する支援を行うものです。

〈相談実績〉

資金貸付を含む生活困窮者支援の相談件数	290件
---------------------	------

〈貸付実績〉

年度	善意銀行		生活福祉資金	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
R3	25	609,050	0	0
R4	27	693,000	0	0
R5	51	1,310,000	2	427,000
R6	44	1,301,000	0	0
R7	24	622,500	0	0

(3) 新型コロナウイルス特例貸付に関するフォローアップ支援

① 償還免除や償還猶予等の申請書作成支援等

区分		実人数	
緊急小口資金		660	人
総合支援資金	初回	355	人
	延長	42	人
	再	131	人
合計		1,188	人

② 個別相談会

開催日	相談件数
R8. 2. 21	2 件
R8. 2. 28	2 件

生活福祉資金貸付条件等一覧(令和7年度)

資 金 の 種 類		
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
		福祉用具等の購入に必要な経費
		障害者用自動車の購入に必要な経費
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費
		冠婚葬祭に必要な経費 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 就職、技能習得等の支度に必要な経費 その他日常生活上一時的に必要な経費
	緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要な経費
教育支援資金	教育支援費	学校教育法に定める学校に就学するのに必要な経費
	就学支度費	学校教育法に定める学校に入学する際に必要な経費
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として貸付けられる生活資金として必要な経費
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	生活保護が必要であると保護の実施機関が認めた高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付けられる生活資金として必要な経費
臨時特例つなぎ資金	臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者で、離職者支援の公的給付・貸付制度の申請を受理された生活困窮者に対して、資金交付までのつなぎとしての生活費

貸付内容				備考
貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	
単身世帯 月15万円 複数世帯 月20万円	最終送金月から 6ヶ月以内	10年以内	無利子 (保証人あり)	・貸付期間3ヶ月以内(延長3回まで) ・自立相談支援機関への相談必要
40万円	6ヶ月以内 ※生活支援費と併 せ貸しの場合は、 最終送金月から6ヶ 月以内		年1.5% (保証人なし)	・自立相談支援機関への相談必要
60万円				
460万円	6ヶ月以内	20年以内	無利子 (保証人あり) 年1.5% (保証人なし)	
習得期間6ヶ月 130万円 1年 220万円 2年 400万円 3年 580万円		8年以内		
250万円		7年以内		
170万円		8年以内		
250万円		10年以内		
513.6万円		5年以内		
期間が1年を超えない場合 170万円 特に必要と認められる場合 230万円		7年以内		
150万円		3年以内		
50万円				
10万円		2ヶ月以内		
高校 月3.5万円 高専 月 6万円 短大 月 6万円 大学 月6.5万円	卒業後 6ヶ月以内	20年以内	無利子	・国の教育ローン(日本政策金融公庫)、 日本学生支援機構奨学金、愛知県高等 学校等奨学金、母子父子寡婦福祉資金 を優先する ・特に必要と認められる場合、貸付限度 額の1.5倍まで貸付可(教育支援費)
50万円				
土地評価額の70% 生活に必要な最小限度の金額 (月最大30万円)	契約終了後3ヶ月 以内	据置期間終了 時に一括償還	年3%又は銀行 の長期プライム レートのいずれ か低い利率 ※毎年、愛知県 社会福祉協議 会会長が定める	・貸付期間は、借受人の死亡時まで又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまで ・推定相続人の中から連帯保証人1名必 要
居住用不動産評価額の70% (集合住宅は50%) 生活扶助基準額の1.5倍以内				・貸付期間は、借受人の死亡時まで又は 貸付元利金が貸付限度額に達するまで ・連帯保証人不要
10万円	無し	申請した公的 給付が決定・ 交付の後、1ヶ 月以内に一括 償還	無利子	・自立相談支援機関への相談必要 ・連帯保証人不要

5) ふれあいサービスセンター

「年をとっても、障害があっても、住み慣れたまちで安心して暮らしたい。」そんな誰もが持つ願いを、相談援助を通じて応援しています。

ふれあいサービスセンター事業を基盤とし以下の事業を展開し、それぞれの分野ごとの相談に取り組んでいます。

(1) 地域包括支援センター事業（安城北中学校区）

① 相談方法（件）

電話	来訪	訪問	連絡調整	合計
9,269	710	2,132	5,588	17,699

② 相談区分（件）

総合相談支援	権利擁護	包括的・継続的 マネジメント支援	介護予防 マネジメント	合計
3,719	93	498	13,389	17,699

③ 介護予防ケアプラン契約数（件）

区分	包括直接作成数	居宅介護支援事業所委託数	合計
介護予防支援	2,021	304	2,325
ケアマネジメントA	971	103	1,074

④ 介護支援専門員等への支援（件）

介護支援専門員等への相談・助言・指導	153
サービス担当者会議への出席	24

⑤ 諸会議（回）

※主催会議以外を含む

内容		開催回数	開催場所等
地域ケア会議	地域ケア個別会議	15	中部福祉センターほか
	地域ケア地区会議	1	中部福祉センター
その他の会議		132	生活支援ネットワーク会議ほか

⑥ 権利擁護業務相談者数（実人数）

虐待に関するもの	12
成年後見制度に関するもの	1

⑦ 暫定プラン作成件数（件）

在宅・入院	73
-------	----

⑧ 関係専門機関への相談・連絡調整（件）

医療関係者との連絡調整	377
生活支援コーディネーターとの連絡調整	185
認知症初期集中支援チームへの依頼件数	4
サービス担当者会議開催件数	470

⑨ 認知症サポーター養成講座（回）

対象者 安城東部小、新田小児童クラブ、一般市民	3
-------------------------	---

(2) 障害相談支援事業

① 相談方法 (件)

電話	来所	訪問	合計
2,453	423	1,955	4,831

② 相談内容 (複数カウントあり)

相談内容	件数	相談内容	件数
福祉サービスの利用等	3,854	障害や病状の理解	1,770
健康・医療	420	不安の解消・情緒安定	681
保育・教育	21	家族関係・人間関係	203
家計・経済	236	生活技術	226
就労に関する支援	78	社会参加・余暇生活	83
権利擁護	35	その他	4
		合計	7,611

③ 指定障害相談支援事業所としてのサービス利用計画作成費請求数

事業名	サービス等利用計画の 作成・更新 (件)	モニタリング (回)
特定相談支援	406	1,240
特定相談支援 (18歳未満)	3	6

- ④ 関係機関との連絡調整 7,856 件
- ⑤ 安城市自立支援協議会に関わる会議 111 件
- ⑥ 手話奉仕員養成講座 57 回

(3) 居宅介護支援事業

① 相談方法 (件)

電話	来訪	訪問	その他	合計
3,036	47	1,521	1,549	6,153

② 相談内容 (件)

福祉サービス	保健サービス	その他	合計
6,153	0	0	6,153

③ 介護度別プラン作成数 (延べ人数)

事業 対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
4	73	41	411	381	154	153	99	1,316

6) 福祉サービス利用援助事業

日常生活に不安を抱える認知症高齢者、知的障害者、精神障害者を対象に、専門員が相談に応じ契約を締結した上で支援計画を作成し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、また書類の管理などを行っています。

区 分	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
新規契約件数（件）	5	1	0		6
契約終了件数（件）	5	0	0		5
実利用者件数（件）	17	8	8		33
援助回数（回）	1,662	683	988	1	3,334

7) 後見支援事業

後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方の財産の管理や日常生活でのさまざまな契約などを支援することを目的とした制度です。

社会福祉協議会では、後見制度の啓発活動や相談・支援、法人後見の受任を実施するとともに、専門職による市民相談会を実施しています。

(1) 相談業務

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合 計
相談実人数（人）	33	6	9	48
相談件数（件）	115	8	21	144

(2) 専門職による後見制度市民相談会

相談員	開催日	相談件数(件)
弁護士	R7.4～R8.3 奇数月第2土曜日及び偶数月第4水曜日	11
司法書士	R7.4～R8.3 奇数月第4土曜日及び偶数月第2水曜日	5

(3) 啓発活動

研 修 名	開催日	参加者数（人）
成年後見制度講演会 ～弁護士に学ぶ成年後見のいろは～	R8.2.7	12

(4) 法人後見業務

	認知症高齢者	知的障害者	精神障害者	合 計
受任件数（件）	6	8	2	16
援助回数（回）	450	538	201	1,189

8) 訪問介護事業

(1) ホームヘルパー派遣事業

母子家庭等で一時的に生活援助を必要とする家庭、出産後等で養育支援が必要と判断された家庭に対し、ホームヘルパーを派遣して、介護や家事などのサービスを行っています。

区分	ホームヘルパー数			延べ利用者数（人）	派遣回数（回）	派遣時間（時間）
	総数	内 常 勤	内 臨 時			
令和3年度	31	6	25	38	176	349
令和4年度	30	6	24	37	147	347
令和5年度	29	6	23	43	184	386
令和6年度	30	5	25	65	300	801
令和7年度	28	5	23	25	111	281

(2) 介護保険事業

介護保険法に基づきホームヘルパーを派遣（訪問介護など）して、身体介護及び生活援助を行っています。

区分	延べ利用者数（人）	利用回数（回）	利用時間（時間）
年度			
令和3年度	517	5,634	4,655
令和4年度	512	4,998	4,068
令和5年度	448	3,496	2,967
令和6年度	394	3,036	2,811
令和7年度	302	2,441	2,180

(3) 障害者総合支援事業

障害者総合支援法に基づきホームヘルパーを派遣（居宅介護、重度訪問介護、同行訪問及び移動支援）して身体介護及び家事援助等を行っています。

区分	延べ利用者数（人）	利用回数（回）	利用時間（時間）
年度			
令和3年度	1,178	8,133	7,598
令和4年度	1,168	7,671	7,381
令和5年度	1,060	5,575	6,599
令和6年度	1,036	5,230	6,325
令和7年度	1,025	5,127	6,116

9) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の入居者に対して、生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供することによって、高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援します。

このサービスを受けるには、前年所得税非課税世帯は無料ですが、課税世帯は月額1,000円の負担が必要です。

・対象シルバーハウジング（令和8年3月末現在入居戸数）

県営古井住宅 15戸 県営桜井住宅 10戸 県営依佐美住宅 22戸

年間実施回数 （令和7年4月～令和8年3月）

単位：回

内容 施設	訪問回数	生活指導 回数	相談回数	安否確認 回数	一時的家 事援助	緊急時の 対応	関係機関 との調整
古井住宅	620	1	6	812	116	13	45
桜井住宅	325	2	6	536	32	15	20
依佐美住宅	755	5	17	1182	63	7	75

10) 地区社会福祉協議会

【目的・区域】

安城市社会福祉協議会は、「だれもが住みなれたまちで自分らしく安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指しています。地区社会福祉協議会は、地域に密着した住民主体の福祉活動を推進するために設立された団体であり、福祉センターを拠点に、概ね中学校区単位で事業を行っています。

(令和8年4月1日現在)

安城市社会福祉協議会	東山地区社会福祉協議会 H9.5.3設立 (東山中学校区) 事務局：北部福祉センター内	里、井畑、石橋、橋目、柿碕、尾崎、宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本、各町内会
	中部地区社会福祉協議会 H12.5.20設立 (安城北中学校区) 事務局：中部福祉センター内	今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東、各町内会
	作野地区社会福祉協議会 H10.4.25設立 (篠目中学校区) 事務局：作野福祉センター内	住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅各町内会
	中央地区社会福祉協議会 H12.5.27設立 (安城南中学校区) 事務局：総合福祉センター内	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、末広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松、各町内会
	安祥地区社会福祉協議会 H11.5.29設立 (安祥中学校区) 事務局：安祥福祉センター内	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅、各町内会
	西部地区社会福祉協議会 H10.5.9設立 (安城西中学校区) 事務局：西部福祉センター内	下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前、各町内会
	明祥地区社会福祉協議会 H11.5.22設立 (明祥中学校区) 事務局：明祥プラザ内	石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入、各町内会
	桜井地区社会福祉協議会 H9.4.26設立 (桜井中学校区) 事務局：桜井福祉センター内	藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、鹿乗、小川、三ツ川各町内会

【組織】

地区社会福祉協議会

役 員 会	主な構成員(団体等)
会 長 1 名 副会 長 2 ～ 3 名 幹 事 数名 監 事 2 名	町内会 町内福祉委員会 民生委員・児童委員 主任児童委員 町内女性部 子ども会 老人クラブ 公民館 小学校 中学校 高等学校 専門学校 特別支援学校 保護司 スポーツ推進委員 幼稚園 保育園 認定こども園 農業協同組合 福祉施設・事業所 医療機関 商店・企業 交番・駐在所 ボランティア・NPO 地域包括支援センター 他の協力団体及び機関
事務局(福祉センター) 担当職員	

- (1) 構成員 地区社会福祉協議会事業の方向性、内容を決めます。
- (2) 役員会 役員会は、構成員の中から選出され、地区社会福祉協議会全体の運営を行います。

【事業】

1 小地域福祉活動の支援	(1) 町内福祉委員会の活動支援 (2) 地域ボランティアの育成・支援
2 啓発活動	(1) 勉強会・福祉講座等の開催 (2) 広報紙の発行 (3) 講演会等イベントの開催
3 福祉サービス窓口	(1) 車いすの貸出 (2) 車いす移送車「サルビア号」の貸出

11) 町内福祉委員会の支援

安城市社会福祉協議会では、日常生活の中で住民の方が支え合って生活するまちづくりや人づくりを推進するための組織として、町内会の地域に設立された町内福祉委員会の活動を支援しています。

【町内福祉委員会の組織】

町内福祉委員会は、各町内会の地域の実情に合わせて設置されています。構成員は、地域で活動されている方や福祉に関心のある方などにより構成されています。

多くの委員会が約10～20名の構成員で構成されています。

【町内福祉委員会の活動】

- ・福祉意識の啓発
- ・サロンや昼食会などふれあい交流や世代間交流事業の実施
- ・住民意識調査、福祉マップの作成
- ・福祉や介護などに関する勉強会等の開催
- ・福祉だよりの発行
- ・地域での見守りが必要な方への見守り・生活支援・災害時支援

【町内福祉委員会の設置状況】

現在、全ての町内会に町内福祉委員会が設置されており、市内で75町内福祉委員会が設置済です（複数の町内会が連合として組織され、設置しているところもあります。）。町内福祉委員会の活動は、それぞれの町内福祉活動計画に基づいて行われており、地区社会福祉協議会はその活動を支援しています。

12) 生活支援体制整備事業

平成27年度から各地区社会福祉協議会の区域に生活支援コーディネーター16名を配置し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を目指して、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的に事業に取り組んでいます。

(1) 資源開発

① 地域に不足するサービス・支援の創出

生活支援ネットワーク会議を各地区で開催し、多様な事業者がお互いの活動や課題について情報交換や情報共有を行う機会を設けたり、支援ニーズに対応するサービスの検討などを行っています。

また、生活支援サービスの実施や検討を行っている団体や事業者に対して、事例紹介を行ったり、生活支援につながる社会資源情報をまとめ専門職等へ提供しています。

② 生活支援に関する地域のニーズの把握

福祉センターで開催する介護者のつどいや各種サロン、また町内福祉委員会で開催される福祉委員会、見守り会議、サロン活動などを通じて、個々のニーズや資源の把握に努めています。

さらに、地域包括支援センターと地区会や地域ケア地区会議、生活支援ネットワーク会議等で情報を共有し、必要に応じて地域ケア個別会議などにも参加し、ニーズの把握や他機関と連携した支援の検討を行っています。

③ サービス・支援の担い手の養成と育成

町内福祉委員会の地域見守り活動推進支援を通じて、地域の実情に応じた活動支援と担い手の発掘に努めています。また、町内福祉委員会、ボランティア、NPOが地域で行うサロン活動について状況を把握し、運営の充実に向けた支援をしています。

介護予防や認知症、生活支援に関する研修会や勉強会等を企画、運営し、人材育成やネットワークづくりなど活動を推進するための支援を行っています。

【サロン活動の開催支援】

地域でのサロン活動の開催を支援するため、活動に対する助言や講師、ボランティアの紹介のほか、活動するために必要な資金を確保するため、各種助成金の申請支援等を行いました。

(令和7年度)

制度名 地区名	高齢者地域生活 支援等実施団体 活動支援事業	町内福祉委員会 活動推進特別事 業補助金	共同募金サロン 活動助成金 ※毎週型も含む
桜井	3 件	16 件	2 件
東山	5 件	8 件	0 件
作野	9 件	5 件	1 件
西部	7 件	6 件	0 件
明祥	8 件	0 件	1 件
安祥	18 件	8 件	0 件
中部	14 件	9 件	4 件
中央	16 件	12 件	0 件

【当事者支援の場の開催】

(令和7年度)

地区名	事業名等	回数	参加者数
桜井	介護者のつどい「リフレッシュカフェ♥」	10 回	57 人
東山	介護者のつどい・認知症カフェ「あんきカフェ」	12 回	214 人
作野	ふくふくサロン～介護者のつどい～	6 回	75 人
西部	介護者のつどい	3 回	48 人
	N-C a f e (認知症カフェ)	12 回	102 人
安祥	とうめいカフェ (認知症カフェ&介護者のつどい)	7 回	13 人
明祥	介護者のつどい・認知症カフェ	12 回	138 人
	男性介護者のつどい	3 回	7 人
中部	こもれびサロン～独身介護者のつどい～	1 回	17 人

【愛知県市町村振興協会家庭介護者等養成研修(ハートフルケアセミナー)の開催支援】

全43回開催 延べ参加者数1,056人

(2) ネットワークの構築

① 関係者間の情報共有

生活支援ネットワーク会議の開催、地域ケア地区会議への協力等などを通じ、介護予防や生活支援に関する活動を行う関係者・関係団体の情報交換や連携協働の場づくりを行っています。

また、地域見守り活動の推進を図るため「生活支援・見守り協力事業」を展開し、地域住民や福祉専門職との連携を図るとともに、地域の店舗・事業所と

のネットワークづくりに取り組んでいます。

生活支援・見守り協力店 店舗数 580店舗

② サービス提供主体間の連携と体制づくり

地域における生活支援・介護予防に関わる関係者の連携と協働を進めるため、地区ごとに生活支援ネットワーク会議を開催しています。

【生活支援ネットワーク会議の開催】

地区名	開催日	参加者数	主な内容
桜井	R7. 5. 30 R7. 7. 29 R7. 11. 5	56 人	生活支援体制の構築に向けた桜井地区内の社会福祉法人や福祉事業所との意見交換、関係構築、取組の検討
	R7. 7. 1	10 人	生活支援体制の構築に向けた桜井地区のチームオレンジあんじょう登録者との意見交換、関係構築、取組の検討
東山	R7. 9. 27	10 人	認知症啓発イベント（北部公民館まつり）の企画検討
	R7. 10. 31	11 人	福祉事業所との情報交換会
作野	R7. 6. 21	26 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の企画検討会（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R7. 7. 15	20 人	篠目ボランティア・ネットの会と西白土ふれあいカフェ＋推進委員会との意見交換
	R7. 8. 2	34 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の企画検討（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R7. 10. 9	20 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の振り返り（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R8. 2. 8	13 人	デイサービスさるびあでの「さるびあカフェ」の運営についての意見交換
西部	R7. 12. 2	18 人	災害時の地域の動きや、事業所の動きを共有し、地域と福祉事業所の連携に向けた意見交換
明祥	R8. 1. 23	14 人	生活支援隊勉強会
	R8. 3. 6	8 人	生活支援隊勉強会

地区名	開催日	参加者数	主な内容
安祥	R7. 6. 21	26 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の企画検討会（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R7. 8. 2	34 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の企画検討（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R7. 10. 9	20 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の振り返り（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R7. 11. 8	13 人	安祥中学校における中学生認知症サポーター養成講座の企画検討
中部	R7. 8. 7 R7. 10. 2 R7. 12. 18	39 人	中部地区チームオレンジあんじょうによる認知症啓発事業に関する協議及び意見交換
	R7. 10. 22	51 人	認知症事例を通じて、それぞれの立場でできることを考える
	R8. 2. 5	10 人	福祉事業所との情報共有及び地域との関わりについて意見交換
中央	R7. 6. 21	26 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の企画検討会（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R7. 8. 2	34 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の企画検討（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R7. 10. 9	20 人	認知症啓発イベント（おれんじフェスタ 2025）の振り返り（作野・安祥・中央地区の合同開催）
	R8. 2. 20	8 人	移動について考える会

(3) 個別ニーズと資源(取組)のマッチング

生活支援に関するニーズとサービス提供主体の活動マッチング

日頃の生活支援コーディネーター活動で把握した「ニーズ」と「資源」とのマッチングを行うとともに、必要に応じて地域ケア個別会議に出席し、個別ニーズに応じて地域の社会資源との連携を検討、調整しています。

マッチング件数 167件

13) 重層的支援体制整備事業

令和7年度から重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」、「参加支援事業」及び「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を安城市から受託し、複合的な課題を抱えた世帯の支援や、世代や属性を超えて交流できる居場所づくりに取り組んでいます。

(1) 地域づくり事業

地域住民や関係機関と連携しながら、多様な主体がつながる場や機会を創出し、支え合いの関係づくりを推進します。地域の課題やニーズに応じた活動を展開し、誰もが安心して参加できる地域社会の形成を目指します。

(令和7年度)

事業名等	開催日	参加 活動者数	参加 企業数
出会ってつながるサロンフェスティバル 	R7. 11. 25	108 人	18 社・団体
重層的支援体制整備事業地域づくり連携会議	R8. 1. 29	49 人	

(2) 参加支援事業

支援が必要な対象者に対し、個別の状況に応じて、関係機関と連携しつつ社会参加に向けた段階的な支援を実施します。

地区名	令和7年度
西部	1 件
明祥	1 件

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

関係機関と連携しつつ、対象者の状況に応じて定期的な見守りや働きかけを実施し、継続的に必要な情報提供や支援を行うことにより社会参加や役割づくりにつなげます。

地区名	令和7年度
東山	1 件
西部	1 件
明祥	1 件

14) 相談事業（心配ごと相談所）

身近な悩みごとや、困りごとの相談に応じ、市民の社会生活を援助します。

①相談日時・相談場所

毎週火・木・土曜日 午後１時３０分～午後３時３０分

総合福祉センター 相談室（77－7889）

②相談内容

（令和７年度）

相談事項 件数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合 計
		家族・友人	健康・生きがい	生計	医療・介護	就業	近隣関係	結婚・離婚	教育・子育て	財産・借金	その他	
対応件数		10	75	3	2	1	1		3	3	4	102
対応状況	傾聴	6	73						2	1	2	84
	連絡・紹介	4	2	3	2		1		1	2	2	17
	解決											
	継続					1						1

15) 介護予防事業

市との委託契約に基づき、各福祉センターにおいて、高齢者を対象に健康体操や栄養講座等を実施しています。また、総合福祉センター内の「なつかし学級」においては、運動、レクリエーション、脳トレプリント等を実施しています。高齢者が身近なところで介護予防に取り組めるよう、町内健康体操教室の開催を支援しています。早期から介護予防に取り組めるよう40歳から参加できる介護予防講座も開催しています。

(1) 令和7年度事業内容・実施状況

① すっきり・しゃっきり健康教室の開催

市内在住で、概ね65歳以上の人を対象に、立位による健康体操を行いました。

会場	参加者数	開催日
総合福祉センター	1,304人	第1～第4金曜日
北部福祉センター	1,425人	第1～第4水曜日
西部福祉センター	2,191人	第1～第4水曜日
作野福祉センター	1,070人	第1～第4木曜日
桜井福祉センター	1,248人	第1～第4火曜日
中部福祉センター	493人	第1・第3木曜日
安祥福祉センター	1,146人	第1～第4金曜日
明祥福祉センター	1,862人	第1～第4火曜日
合計	10,739人	

② シニア介護予防講座の運営

総合福祉センター内の「なつかし学級」において、市内在住で、概ね65歳以上の人を対象に、介護予防講座を開催しました。

文化系講座（脳トレプリント、折り紙等）、運動系講座、フレイル予防講座（体力チェック等）のほか、認知症予防としてタブレットを活用し、脳トレのクイズ、ゲームや塗り絵等も実施しました。

会場	参加者数	回数	日数	平均人数
総合福祉センター	4,118人	579回	249日	16.5人/日

③ 町内健康体操教室の開催支援

身近な場所で介護予防に取り組めるよう町内会や町内福祉委員会における集いの場に体操講師を派遣し、体操教室の普及を図りました。

会場	参加者数	会場数	町内会数	実施回数
各町内公民館等	11,633人	67箇所	52箇所	712回

④ 40歳からの介護予防講座

早期から介護予防に取り組めるよう40歳から64歳までの人を対象にヨガ、エクササイズを行いました。

会場	参加者数	回数	平均人数
総合福祉センター等	172人	15回	11.5人/回

⑤ 男性講座

男性の参加を促すために、筋力トレーニングやヨガ等を開催しました。

会場	参加者数	回数	平均人数
総合福祉センター	520人	42回	12.4人/回

⑥ 料理講座

概ね65歳以上を対象に、栄養に考慮した調理を体験する料理講座を開催しました。

会場	参加者数	回数	平均人数
総合福祉センター	90人	12回	7.5人/回

⑦ 栄養講座

概ね65歳以上を対象に、栄養バランス等に関する講話や試食会を開催しました。

会場	参加者数	回数	平均人数
総合福祉センター	12人	1回	12.0人/回

⑧ 回想法講座

認知症予防等を目的に、地域で回想法を体験する講座を開催しました。

会場	参加者数	回数	平均人数
市内町内会やサロン	101人	8回	12.6人/回

⑨ 介護予防啓発動画

「家庭でできる一人ひとりの介護予防」を目的に、気楽にできる体操の動画を制作しYouTubeに公開しました。また、7種類の体操（40分間）を収録したDVD「介護予防のための体操6」も制作しました。

内容	配信数	主なもの
運動	4本	簡単体操・リズム体操 ゆったりストレッチ・しっかりストレッチ

⑩ 介護予防啓発チラシ

「一人ひとりが介護予防を！」と題して、日常生活の中で季節ごとに注意すべきことや食習慣のヒントをまとめたチラシを4種類作成しました。

⑪ eスポーツ

高齢者が楽しく健康づくりを行うとともに、地域交流の活性化を図ることを目的として、太鼓のゲームを使用したeスポーツ大会（ハートンカップ、なつかしカップ）を開催しました。

大会名	対象者	開催日	参加者	会場
ハートンカップ	市内全8福祉センター利用者	R7.12.12	11名	総合福祉センター
なつかしカップ	総合福祉センター利用者	R7.6.14	3名	
		R7.9.13	4名	
		R8.3.14	5名	

16) 共同募金

(安城市共同募金委員会会長 神谷明文)

共同募金運動は、昭和22年に始まって以来、今年で80回を数えることとなりました。この運動は、「赤い羽根」をシンボルとして、毎年10月1日から6ヵ月間にわたり、全国的に展開されています。また、12月1日からの1ヵ月間は、共同募金の一環である「歳末たすけあい募金」も行われ、市民、事業所、学校をはじめ多くの方のご協力をいただいています。

みなさんからお寄せいただいた募金は、子どもたち、高齢の方、障害のある方などをはじめ、地域における様々な福祉事業の財源として幅広く活用させていただいております。

《共同募金の概要》

(1) 安城市共同募金委員会（募金運動の主体）

令和7年度募金実績 18,607,732円

一般募金 12,576,407円 歳末たすけあい募金 6,031,325円

(2) 愛知県共同募金会（募金のとりまとめ）

安城市で集められた募金は、愛知県共同募金会でとりまとめられ、翌年度に配分されます。そのうち、約81%は安城市の町を良くする活動に活用され、約19%は愛知県内の広域の社会福祉施設の整備や団体の事業等に役立てられます。

(3) 安城市社会福祉協議会（募金の配分報告）

愛知県共同募金会から配分された募金は、次のように使われています。

()内は令和7年度実績です。

- ・利用者・園児に充実した施設生活を送っていただくために、民間の障害者施設や保育所に文化活動費等を補助（52施設・17園）
- ・地域福祉活動(サロン)への活動助成(8団体)
- ・就学援助世帯の小中学生に修学旅行費を助成(小学生123人、中学生165人)
- ・市内で活動するボランティア・市民活動団体へ活動費を助成(11団体)
- ・認可外施設、民間児童クラブの施設整備費、改修費等を補助（7施設）
- ・リフレッシュツアーの開催
「蒲郡温泉ホテル竹島、蒲郡オレンジパーク、ラグーナ蒲郡（蒲郡市）」参加者：
介護者35人
- ・お楽しみ会の開催
「彦根城（滋賀県彦根市）」参加者40人
「コニカミノルタプラネタリウム満天NAGOYA、東山動物園（名古屋市）」参加者24人
- ・地区社会福祉協議会への活動推進費を助成（8地区）
- ・援助を必要とされる方々へ歳末応援金を贈呈（贈呈者815人）

17) 日本赤十字社安城市地区

(地区長 三星 元人)
安城市社会福祉協議会内

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づいて設置された法人であり、世界各国にある赤十字社の一つです。

その歴史は古く、国内だけでなく、世界中が活動範囲となっています。

国内外を問わず、災害や紛争による被災者への救援物資の配布、資金援助、医療班の派遣を行っています。国内では、赤十字病院や血液センターの設置運営により、医師・看護師の育成や輸血用血液の確保など、医療面で多大な貢献をしています。

安城市地区では、こうした活動に必要な資金（社資）の募集を行い、日本赤十字社へ送るとともに、災害見舞品の配布や町内会へのテント配布、赤十字奉仕団や青少年赤十字への助成を行っています。

日赤社資実績

区 分		会 員 数		社 資（円）	
		R6	R7	R6	R7
一般社資	会 員	37人	21人	74,000	42,000
	協力会員 ・ 寄 附	—	—	11,433,132	10,990,246
法人社資		63社	60社	789,000	746,000
合 計		—		12,296,132	11,778,246

2 2 福祉施設と実施事業

以下の福祉施設について、市から社会福祉法人安城市社会福祉協議会に管理運営を委託しています。委託により施設管理の効率化を図るとともに、専門職による適切な対応を行うことで、市民サービスの向上に努めています。

(1) 第二種社会福祉事業

事業名	所在地
安城市中央老人福祉センターの経営	赤松町大北78番地1 (総合福祉センター内)
安城市身体障害者福祉センターの経営 (身体障害者デイサービス事業)	
安城市中央児童センターの経営	
安城市北部老人福祉センターの経営	東栄町6丁目9番地 (北部福祉センター内)
安城市西部老人福祉センターの経営	福釜町西天12番地 (西部福祉センター内)
安城市西部児童センターの経営	
安城市作野老人福祉センターの経営	篠目町二タ又27番地1 (作野福祉センター内)
安城市桜井老人福祉センターの経営	桜井町桜西1丁目2番地6 (桜井福祉センター内)
安城市身体障害者デイサービスセンターの経営	
安城市中部老人福祉センターの経営	新田町新栄84番地1 (中部福祉センター内)
安城市安祥老人福祉センターの経営	安城町多門96番地 (安祥福祉センター内)
安城市安祥児童センターの経営	
安城市明祥老人福祉センターの事業運営	和泉町大下38番地1 (明祥プラザ内)

(2) 公益を目的とする事業

事業名	所在地
安城市総合福祉センターの経営	赤松町大北78番地1
安城市社会福祉会館の経営	赤松町大北78番地4

1) 総合福祉センター

- (1) 開 館 平成3年4月26日
- (2) 所在地 安城市赤松町大北78番地1 TEL (0566) 77-7888
(交通 あんくるバス「総合福祉センター」下車)
- (3) 敷地面積 10,543 m²
- (4) 建物面積及び構造 4,355.60 m² 鉄筋コンクリート造3階建一部4階建
- (5) 目 的 障害者、高齢者、児童、母子等に対して各種の福祉サービスを提供するとともに、中央地区社会福祉協議会の拠点として、また、地域福祉の拠点施設として市民の福祉の向上を図るものです。
- (6) 利用対象者 市内に居住する60歳以上の人、18歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア及び地域福祉関係者、18歳未満の児童とその保護者等
- (7) 施 設
- ① 身体障害者福祉センター
 - ② 老人福祉センター (A型)
 - ③ 児童センター
 - ④ 母子・父子福祉センター
 - ⑤ 社会福祉センター
 - ⑥ 高齢者生きがいセンター
- (8) 事業内容
- ① 福祉に関する活動の場の提供
 - ② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進
 - ③ 各種福祉団体の活動の支援
 - ④ 福祉に対する理解の増進
 - ⑤ 福祉に関する情報提供及び相談
 - ⑥ 60歳以上の人の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業
 - ⑦ 60歳以上の人及び18歳以上の障害者に対する入浴サービス
 - ⑧ 身体障害者社会参加支援事業
 - ⑨ 母子家庭の母子、父子家庭の父子及び寡婦の自立を支援する事業
 - ⑩ 児童の健康増進と豊かな情操の育成
 - ⑪ 高齢者が就業を通じて社会参加し、生きがいを創出するための支援

(9) 利用者実績 (延べ人数)

総合福祉センター

(利用者別)

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母子・父子	ボランティア
令和7年度	8,372 人	479 人	41,128 人	77,548 人	518 人	4,802 人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和7年度	11,919 人	9,171 人	153,937 人

中央老人福祉センター

(施設別)

区分 年度	教 養 娯楽室	ふれあい コーナー	浴 室	機能回復・ 図書コーナー	茶 室	休養 コーナー	なつかし 学 級	計
令和7年度	5,446 人	2,864 人	9,652 人	11,512 人	867 人	2,377 人	3,645 人	36,363 人

(講座)

区分 年度	新聞ちぎり絵		習字		着物リメイク		陶芸		計
	前期 (5 回)	後期 (5 回)	前期 (5 回)	後期 (5 回)	前期 (6 回)	後期 (6 回)	前期 (5 回)	後期 (6 回)	
令和7年度	48 人	41 人	69 人	58 人	57 人	49 人	44 人	55 人	421 人

(サロン)

区分 年度	花かご小物 づくり (11 回)	絵手紙 (12 回)	卓球 (24 回)	太極拳 (12 回)	いつでも e スポーツ (79 回)	計
令和7年度	133 人	155 人	655 人	218 人	109 人	1,270 人

中央児童センター

(利用者別)

区分 年度	幼 児	小学生	中学生	高校生	保護者等	計
令和7年度	13,591 人	4,567 人	1,461 人	85 人	12,861 人	32,565 人

(施設別)

区分 年度	遊戯室	図書室	集会室	活動室	計
令和 7 年度	21,455 人	2,297 人	26,528 人	27,266 人	77,546 人

身体障害者福祉センター

(講座)

区分 年度	絵画		手編		料理		音楽	
	前期 (5 回)	後期 (5 回)	前期 (5 回)	後期 (5 回)	前期 (5 回)	後期 (5 回)	前期 (5 回)	後期 (5 回)
令和 7 年度	29 人	19 人	35 人	24 人	67 人	57 人	27 人	28 人

区分 年度	陶芸		スマホ		ヨガ		クラフト	合計
	前期 (6 回)	後期 (6 回)	前期 (2 回)	後期 (2 回)	前期 (5 回)	後期 (5 回)	後期 (1 回)	
令和 7 年度	30 人	24 人	9 人	10 人	39 人	34 人	10 人	442 人

(サロン)

区分 年度	サウンドテー ブルテニス (12 回)	ブラインド テニス (12 回)	身障スポーツ (24 回)	ぽかぽか音楽 (12 回)	計
令和 7 年度	93 人	41 人	262 人	166 人	562 人

(更生相談)

相談 年度	令和 7 年度
身体障害者相談	0 件
知的障害者相談	0 件

2) 北部福祉センター

- (1) 開 館 平成 9 年 1 0 月 1 日
- (2) 所在地 安城市東栄町 6 丁目 9 番地 TEL (0566)97-5000
(交通 あんくるバス「北部福祉センター」下車)
- (3) 敷地面積 3,000 m²
- (4) 建物面積及び構造 1,682.23 m² 鉄筋コンクリート造 2 階建

(5) 目 的 地域福祉活動の拠点として、入浴サービス、高齢者や障害者・ボランティアなどの活動の場の提供、福祉情報の提供など地域の実情に応じた事業を行い、地域住民の福祉の増進と福祉意識の向上を図ることを目的としています。その他、東山地区社会福祉協議会の拠点として、また、各種の福祉サービスの提供の場としても活用されています。

(6) 利用対象者 市内に居住する 60 歳以上の人、18 歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア及び地域福祉関係者等

(7) 施 設 老人福祉センター（A 型）

(8) 事業内容 ① 福祉に関する活動の場の提供
 ② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進
 ③ 各種福祉団体の活動の支援
 ④ 福祉に対する理解の増進
 ⑤ 福祉に関する情報提供及び相談
 ⑥ 60 歳以上の人々の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業
 ⑦ 60 歳以上の人及び 18 歳以上の障害者に対する入浴サービス

(9) 利用者実績（延べ人数）

（利用者別）

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母子・父子	ボランティア
令和 7 年度	195 人	0 人	28,752 人	8,053 人	0 人	473 人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和 7 年度	7,909 人	2,046 人	47,428 人

（施設別）

区分 年度	浴室	機能回復訓練 コーナー	娯楽室	ボランティア室	相談室	集会室
令和 7 年度	9,581 人	10,201 人	226 人	835 人	306 人	7,912 人

区分 年度	研修室	談話室ほか	ほっと スペース	ふれあい 学級	計
令和 7 年度	9,381 人	2,682 人	3,927 人	2,377 人	47,428 人

(講座)

区分 年度	誰でも座ってできる やさしい棒びくす (7 回)	誰でも座ってできる やさしい 棒びくす (後期) (13 回)	脳トレ 体操 (10 回)	脳トレ体操 (後期) (13 回)	卓上カレン ダーづくり (4 回)	計
令和 7 年度	146 人	228 人	74 人	101 人	18 人	567 人

(サロン)

区分 年度	健康 マージャン (50 回)	e スポーツ (23 回)	脳トレ ピアノ (10 回)	編み物 (23 回)	絵手紙 (11 回)	和みの ヨガ (21 回)
令和 7 年度	1,119 人	136 人	87 人	272 人	45 人	414 人

区分 年度	女性のための 健 康マージャン (44 回)	salon ねえちゃん (4 回)	計
令和 7 年度	1,120 人	45 人	3,238 人

3) 西部福祉センター

(1) 開 館 平成 10 年 10 月 1 日

(2) 所在地 安城市福釜町西天 12 番地 TEL (0566) 72-6616
(交通 あんくるバス「西部福祉センター」下車)

(3) 敷地面積 3,353.87 m²

(4) 建物面積及び構造 2,046.14 m² 鉄筋コンクリート造 3 階建

(5) 目 的 地域福祉活動の拠点として、入浴サービス、高齢者や障害者・ボランティアなどの活動の場の提供、福祉情報の提供など地域の実情に応じた事業を行い、地域住民の福祉の増進と福祉意識の向上を図ることを目的としています。その他、児童センターを併設し、児童の健全な遊び場の提供と健康の増進を図るほか、西部地区社会福祉協議会の拠点として、また、各種の福祉サービスの提供の場としても活用されています。

(6) 利用対象者 市内に居住する 60 歳以上の人、18 歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア及び地域福祉関係者、18 歳未満の児童とその保護者等

(7) 施 設 ① 老人福祉センター (A 型)
② 児童センター

(8) 事業内容 ① 福祉に関する活動の場の提供
② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進
③ 各種福祉団体の活動の支援
④ 福祉に対する理解の増進
⑤ 福祉に関する情報提供及び相談

⑥ 60 歳以上の人の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業

⑦ 60 歳以上の人及び 18 歳以上の障害者に対する入浴サービス

⑧ 児童の健康増進と豊かな情操の育成

(9) 利用者実績 (延べ人数)

西部老人福祉センター

(利用者別)

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母子・父子	ボランティア
令和 7 年度	1 人	0 人	18,744 人	161 人	0 人	186 人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和 7 年度	9,660 人	7,416 人	36,168 人

(施設別)

区分 年度	ボランティア室	相談室	機能回復 訓練室	集会室	教養娯楽室
令和 7 年度	0 人	214 人	4,762 人	12,892 人	1,731 人

区分 年度	浴室	休憩室ほか	デイルーム	計
令和 7 年度	8,505 人	3,198 人	4,866 人	36,168 人

(講座)

区分 年度	文字を楽しむ 己書 (6 回)	シニアのための 気軽にヨガ (9 回)	ズンバで ダンシング (8 回)	脳 ing エクササイ ズ～せいぶ～ (5 回)
令和 7 年度	34 人	140 人	115 人	90 人

区分 年度	救急法講座 (2 回)	おしゃれな 小物づくり (5 回)	歌って踊って 脳トレ (8 回)	心ときめく 歌声講座 (6 回)	計
令和 7 年度	50 人	60 人	97 人	184 人	770 人

(サロン)

区分 年度	健康麻雀 サロン (147 回)	囲碁 サロン (185 回)	からだをゆるめて イキイキ☆サロン (22 回)	うたごえ サロン (23 回)	心とからだを整 えるヨガサロン (22 回)
令和 7 年度	3,338 人	1,434 人	196 人	597 人	419 人

区分 年度	脳トレ サロン (120 回)	動いて・食べ て・人生百年 (5 回)	アロマで癒され ハンドケア (7 回)	計
令和 7 年度	256 人	24 人	62 人	6,326 人

(その他)

区分 年度	めいじんせん西部福 祉センター囲碁大会 (1 回)	めざせ麻雀王西部福祉 センター健康麻雀大会 (1 回)	敬老の日 お楽しみ day (1 回)	春を愛する コンサート (1 回)	計
令和 7 年度	13 人	28 人	72 人	50 人	163 人

西部児童センター

(利用者別)

区分 年度	幼 児	小学生	中学生	高校生	保護者等	計
令和 7 年度	11,721 人	4,211 人	347 人	51 人	10,465 人	26,795 人

(施設別)

区分 年度	遊戯室	図書室	集会室	計
令和 7 年度	25,062 人	17,123 人	18,054 人	60,239 人

4) 作野福祉センター

(1) 開 館 平成 11 年 8 月 3 日

(2) 所在地 安城市篠目町二タ又 27 番地 1 TEL (0566) 72-7570

(交通 あんくるバス「作野福祉センター」下車)

(3) 敷地面積 4,708.94 m²(4) 建物面積及び構造 1,540.14 m² 鉄筋コンクリート造 2 階建

(5) 目 的 地域福祉活動の拠点として、入浴サービス、高齢者や障害者・ボランティアなどの活動の場の提供、福祉情報の提供など地域の実情に応じた事業を行い、地域住民の福祉の増進と福祉意識の向上を図ることを目的としています。その他、作野地区社会福祉協議会の拠

点として、また各種の福祉サービスの提供の場としても活用されています。

(6) 利用対象者 市内に居住する 60 歳以上の人、18 歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア及び地域福祉関係者等

(7) 施 設 老人福祉センター (A 型)

(8) 事業内容

- ① 福祉に関する活動の場の提供
- ② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進
- ③ 各種福祉団体の活動の支援
- ④ 福祉に対する理解の増進
- ⑤ 福祉に関する情報提供及び相談
- ⑥ 60 歳以上の人機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業
- ⑦ 60 歳以上の人及び 18 歳以上の障害者に対する入浴サービス

(9) 利用者実績 (延べ人数)

(利用者別)

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母子・父子	ボランティア
令和 7 年度	145 人	0 人	30,856 人	0 人	0 人	217 人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和 7 年度	10,301 人	2,127 人	43,646 人

(施設別)

区分 年度	ボランティア室	相談室	機能回復 訓練室	集会室	教養 娯楽室	浴 室	休憩室ほか
令和 7 年度	83 人	219 人	12,207 人	6,028 人	1,680 人	11,482 人	3,956 人

区分 年度	デイルーム	計
令和 7 年度	7,991 人	43,646 人

(講座)

区分 年度	剪定講座 (1 回)	太極拳講座 (2 回)	夏バテ予防 の料理講座 (1 回)	ババロアを 作ろう！ (1 回)	おそうじ 講座 (1 回)	イスヨガ 講座 (2 回)
令和 7 年度	7 人	13 人	9 人	9 人	16 人	24 人

区分 年度	クリスマ スケーキ を作ろ う！ (1 回)	クラフト小 物づくり講 座 (2 回)	韓国料理講 座 (1 回)	バレンタ インチョコ レートを作 ろう！ (1 回)	野菜使い切 り講座 (2 回)	クラフト小 物づくり講 座 (3 回)	計
令和 7 年度	10 人	20 人	8 人	7 人	16 人	30 人	169 人

(サロン)

区分 年度	レディース 麻雀サロン (48 回)	卓球サロン (149 回)	体ゆるゆる サロン (24 回)	健康麻雀 サロン (51 回)	習字サロン (23 回)	折り紙 サロン (23 回)
令和 7 年度	1,186 人	3,041 人	180 人	1,209 人	240 人	505 人

区分 年度	脳トレ サロン (12 回)	脳トレ ピアノ サロン (23 回)	ボールでエ クササイ ズサロン (23 回)	太鼓サロ ン (51 回)	ボッチャサ ロン (24 回)	イスヨガサ ロン (4 回)	計
令和 7 年度	122 人	358 人	306 人	172 人	352 人	43 人	7,714 人

5) 桜井福祉センター

(1) 開 館 平成 20 年 4 月 1 日

(2) 所在地 安城市桜井町桜西 1 丁目 2 番地 6 TEL (0566)99-7365
(交通 あんくるバス「桜井駅」下車)

(3) 敷地面積 8,000.48 m² (さくら保育園を含む)

(4) 建物面積及び構造 4,085.11 m² (さくら保育園を含む) 鉄筋コンクリート造 3 階建

(5) 目 的 地域福祉活動の拠点として、入浴サービス、高齢者や障害者・ボラン
ティアなどの活動の場の提供、福祉情報の提供など地域の実情に応
じた事業を行い、地域住民の福祉の増進と福祉意識の向上を図ること
を目的としています。その他、身体障害者を対象としたデイサービス
を実施するほか、桜井地区社会福祉協議会の拠点として、また、各種
の福祉サービスの提供の場としても活用されています。

(6) 利用対象者 市内に居住する 60 歳以上の人、18 歳以上の障害者、福祉団体、ボ
ランティア及び地域福祉関係者等

(7) 施 設 ① 老人福祉センター (A 型)
② 身体障害者デイサービスセンター

- (8) 事業内容
- ① 福祉に関する活動の場の提供
 - ② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進
 - ③ 各種福祉団体の活動の支援
 - ④ 福祉に対する理解の増進
 - ⑤ 福祉に関する情報提供及び相談
 - ⑥ 60 歳以上の人の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業
 - ⑦ 60 歳以上の人及び 18 歳以上の障害者に対する入浴サービス
 - ⑧ 身体障害者デイサービスセンター事業

(9) 利用者実績 (延べ人数)

(利用者別)

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母子・父子	ボランティア
令和 7 年度	287 人	0 人	40,085 人	714 人	88 人	3,121 人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和 7 年度	25,445 人	19,552 人	89,292 人

(施設別)

区分 年度	ボランティア 室	相談室	機能回復 訓練室	多目的室	会議室	調理 実習室	浴室	休養コーナー ほか	計
令和 7 年度	284 人	462 人	8,660 人	50,292 人	3,462 人	4,733 人	9,283 人	12,116 人	89,292 人

(講座)

区分 年度	木目PPバンドでバ ッグづくり講座 (2回)	みんなでダンス！ SALSATION®講座 (8回)	蓮花づくり講座 (1回)	女性の健康マー ジヤンフォローア ップ講座 (4回)
令和 7 年度	16 人	89 人	5 人	89 人

区分 年度	ポップス歌って！ 楽しくステップ！ 講座 (4回)	立体カード講座 (1回)	ちょっと本気の エクササイズ講座 (4回)	計
令和 7 年度	39 人	6 人	88 人	332 人

(サロン)

区分 年度	日曜 サロン (9 回)	郡上踊り サロン (9 回)	声を出し て免疫力 アップサ ロン (12 回)	e スポー ツサロン (24 回)	イキイキ 元気体操 (12 回)	さくら にここに 体操 (51 回)	女性のた めの健康 マージャン サロン (23 回)	健康 マージャン サロン (24 回)
令和 7 年度	92 人	457 人	118 人	105 人	419 人	1,621 人	174 人	281 人

区分 年度	ものづく りサロン (12 回)	さくら うたごえ サロン (11 回)	脳トレ サロン (12 回)	さくら 健康体操 (12 回)	椅子で らくらく 体操 (12 回)	桜井将棋 道場 (22 回)	計
令和 7 年度	134 人	566 人	172 人	107 人	162 人	246 人	4,654 人

安城市身体障害者デイサービスセンター事業

原則として、市内で在宅生活をする 18 歳から 64 歳までの人で、主に身体障害者手帳を所持し、障害支援区分が「区分 3 以上」である人を対象として、通所により各種サービスを提供します。身体障害者の自立と社会参加を促進させるとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。利用者本位のサービスの提供を基本として、障害者自らがサービスを選択できるよう契約によるサービスを提供しています。

身体障害者デイサービスセンター事業（生活介護）	
サ ー ビ ス の 内 容	1 看護職員による健康チェック（血圧、脈拍、体温など） 2 日常生活動作、歩行などの機能訓練 3 買物、外出行事などの社会適応訓練 4 音楽療法や和菓子作りなどの創作的活動 5 栄養バランスに配慮した食事の提供 6 スポーツ、レクリエーション等 7 福祉車両での送迎
利 用 料	障害福祉サービス受給者証に記載されている利用者負担額 給食費（1 食一般 580 円、低所得者 392 円、生活保護者 348 円）
利 用 日	火曜日から土曜日 （5 月 3 日～5 日、12 月 29 日～翌年 1 月 4 日は休業）

区分 年度	登録者数 （年 度 末）	年間 延利用人数	年間 開設日数	一日平均 利用人数
令和 7 年度	28 人	2,044 人	255 日	8.0 人

6) 中部福祉センター

- (1) 開 館 平成20年10月1日
- (2) 所在地 安城市新田町新栄84番地1 TEL (0566)76-0090
(交通 あんくるバス「中部福祉センター」下車)
- (3) 敷地面積 3,500 m²
- (4) 建物面積及び構造 1,324.96 m² 鉄筋コンクリート造2階建
- (5) 目 的 地域福祉活動の拠点として、高齢者や障害者・ボランティアなどの活動の場の提供、入浴サービス、福祉情報の提供など地域の実情に応じた事業を行い、地域住民の福祉の増進と福祉意識の向上を図ることを目的としています。その他、中部地区社会福祉協議会の拠点として、また、各種福祉サービスの提供の場としても活用されています。
- (6) 利用対象者 市内に居住する60歳以上の人、18歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア及び地域福祉関係者等
- (7) 施 設 老人福祉センター(A型)
- (8) 事業内容 ① 福祉に関する活動の場の提供
② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進
③ 各種福祉団体の活動の支援
④ 福祉に対する理解の増進
⑤ 福祉に関する情報提供及び相談
⑥ 60歳以上の人々の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業
⑦ 60歳以上の人及び18歳以上の障害者に対する入浴サービス
- (9) 利用者実績(延べ人数)

(利用者別)

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母子・父子	ボランティア
令和7年度	863人	0人	32,350人	726人	0人	552人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和7年度	9,187人	17,580人	61,258人

(施設別)

区分 年度	相談室	機能回復訓練 室	多目的室	集会室	教養娯楽室
令和7年度	474人	6,631人	8,442人	15,414人	9,988人

区分 年度	浴 室	休憩コーナーほか	計
令和 7 年度	11,851 人	8,458 人	61,258 人

(講座)

区分 年度	脳 ing エクササイズ		いすヨガ		Let' s ゴーゴー呼吸 体操	
	前期 (10 回)	後期 (10 回)	前期 (10 回)	前期 (10 回)	前期 (10 回)	後期 (10 回)
令和 7 年度	263 人	255 人	245 人	253 人	255 人	216 人

区分 年度	まごちゃん 講座	石ころアート	障がい者向け親子で 姿勢をよくする講座	計
	(4 回)	(1 回)	(1 回)	
令和 7 年度	58 人	10 人	6 人	1,561 人

(サロン)

区分 年度	サロン花ざかり (12 回)	ものづくりサロン (12 回)	新聞ちぎり絵 サロン (5 回)	頭の健康体操 教室 (11 回)
令和 7 年度	132 人	78 人	70 人	49 人

区分 年度	いろいろ サロン (12 回)	ふらっと ふれあいタイム (10 回)	計
令和 7 年度	75 人	88 人	492 人

7) 安祥福祉センター

(1) 開 館 平成 2 5 年 4 月 1 日

(2) 所在地 安城市安城町多門 96 番地 T E L (0566)73-5757
(交通 あんくるバス「安祥福祉センター」下車)

(3) 敷地面積 2,785.81 m²

(4) 建物面積及び構造 1,596.86 m² 鉄筋コンクリート造 2 階建

(5) 目 的 地域福祉活動の拠点として、入浴サービス、高齢者や障害者・ボランティアなどの活動の場の提供、福祉情報の提供など地域の実情に応じた事業を行い、地域住民の福祉の増進と福祉意識の向上を図ることを目的としています。その他、児童センターを併設し、児童

の健全な遊び場の提供と健康の増進を図るほか、安祥地区社会福祉協議会の拠点として、また、各種の福祉サービスの提供の場としても活用されています。

(6) 利用対象者 市内に居住する 60 歳以上の人、18 歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア及び地域福祉関係者、18 歳未満の児童とその保護者等

(7) 施 設 ① 老人福祉センター (A 型)

② 児童センター

(8) 事業内容 ① 福祉に関する活動の場の提供

② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進

③ 各種福祉団体の活動の支援

④ 福祉に対する理解の増進

⑤ 福祉に関する情報提供及び相談

⑥ 60 歳以上の人機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業

⑦ 60 歳以上の人及び 18 歳以上の障害者に対する入浴サービス

⑧ 児童の健康増進と豊かな情操の育成

(9) 利用者実績 (延べ人数)

(利用者別)

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母子・父子	ボランティア
令和 7 年度	91 人	0 人	21,456 人	0 人	0 人	28 人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和 7 年度	13,706 人	12,711 人	47,992 人

(施設別)

区分 年度	相談室 1	相談室 2	多目的室 1	多目的室 2	集会室	会議室
令和 7 年度	366 人	0 人	6,065 人	7,357 人	10,434 人	3,058 人

区分 年度	機能回復 訓練室	浴室	ヘルストロン	畳コーナー	囲碁・将棋 コーナー	計
令和 7 年度	5,300 人	8,416 人	5,217 人	539 人	1,240 人	47,992 人

(講座)

区分 年度	元気になる ヨガ講座		はじめての ズンバゴールド講座		自宅で行えるセルフケア& バランスボール運動講座	
	前期 (8回)	後期 (8回)	前期 (8回)	後期 (8回)	前期 (8回)	後期 (8回)
令和7年度	114人	110人	156人	170人	84人	79人

区分 年度	やさしい イスヨガ講座 (8回)	着物リメイク 講座 (12回)	ちくちく 小物作り講座 (6回)	計
令和7年度	132人	81人	32人	958人

(サロン)

区分 年度	ピンポン サロン (53回)	ニコニコ サロン (51回)	安祥歌ご え広場 (12回)	eスポー ツサロン (49回)	タンポポ サロン (12回)	なかよし 健康麻雀 サロン (97回)	ほのぼのワ イワイ健康 麻雀サロン (49回)
令和7年度	1,085人	787人	415人	364人	96人	1,798人	1,107人

区分 年度	どれみふ ぁサロン (11回)	S S スト レッチ サロン (23回)	たのしい 遊書 サロン (2回)	計
令和7年度	141人	281人	22人	6,096人

安祥児童センター

(利用者別)

区分 年度	幼 児	小学生	中学生	高校生	保護者等	計
令和7年度	15,213人	9,832人	378人	298人	14,697人	40,418人

(施設別)

区分 年度	遊戯室	集会室	図書室	活動室	計
令和7年度	33,129人	33,071人	29,839人	868人	96,907人

8) 明祥福祉センター

- (1) 開 館 平成28年4月1日
- (2) 所在地 安城市和泉町大下38番地1 TEL (0566)92-3641
(交通 あんくるバス「明祥プラザ」下車)
- (3) 敷地面積 26,086.07 m²
- (4) 建物面積及び構造 3,987.27 m² 鉄筋コンクリート造2階建(明祥プラザ内)
- (5) 目 的 地域福祉活動の拠点として、入浴サービス、高齢者や障害者・ボランティアなどの活動の場の提供、福祉情報の提供など地域の実情に応じた事業を行い、地域住民の福祉の増進と福祉意識の向上を図ることを目的としています。その他、明祥地区社会福祉協議会の拠点として、また、福祉サービスの提供の場としても活用されています。
- (6) 利用対象者 市内に居住する60歳以上の人、18歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア及び地域福祉関係者等
- (7) 施 設 老人福祉センター(A型)
- (8) 事業内容 ① 福祉に関する活動の場の提供
② 地域福祉を担う人材の育成及びボランティア活動の推進
③ 各種福祉団体の活動の支援
④ 福祉に対する理解の増進
⑤ 福祉に関する情報提供及び相談
⑥ 60歳以上の人々の機能の維持回復訓練並びに教養の向上及びレクリエーションに関する事業
⑦ 60歳以上の人及び18歳以上の障害者に対する入浴サービス
- (9) 利用者実績(延べ人数)

(施設別)

区分 年度	集会室1	集会室2	多目的室	浴室	休憩 コーナー	合計
令和7年度	8,131人	7,677人	11,952人	7,442人	3,724人	38,926人

(講座)

区分 年度	初心者卓球講座 (6回)	初心者限定！ 60歳からのソフト バレー講座 (3回)	～いろいろな活動の 場を知ろう！～活動 の場・集まりの場発 見👁️講座(2回)	計
令和7年度	42人	44人	13人	99人

(サロン)

区分 年度	ぷらっと 歌声ひろば (12 回)	ぷらっと いろいろ体験 (11 回)	ぷらっと 脳トレ・太極拳 (12 回)	ぷらっと デッサン (12 回)	健康麻雀 サロン (47 回)
令和 7 年度	160 人	110 人	218 人	105 人	918 人

区分 年度	ストレッチ サロン (12 回)	卓球サロン ピンポンパン (24 回)	卓球サロン はじめの一步 (24 回)	折り紙 サロン (12 回)	計
令和 7 年度	193 人	531 人	479 人	267 人	2,981 人

9) 社会福祉会館

- (1) 開 館 平成 11 年 7 月 8 日
- (2) 所在地 安城市赤松町大北 78 番地 4 TEL (0566) 77-2941 フクシイチバン!
- (3) 管 理 社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
- (4) 敷地面積 973.74 m²
- (5) 建物面積及び構造 1,614.67 m² 鉄筋コンクリート 3 階建
- (6) 目 的 地域福祉活動の推進及びボランティア活動の促進を図ります。
- (7) 利用対象者 ボランティアを中心とした福祉関係者及び一般市民
- (8) 施 設
- ① 社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
 - ② 安城市ボランティアセンター
 - ③ 安城善意銀行
 - ④ 安城市共同募金委員会
 - ⑤ 日本赤十字社安城市地区
 - ⑥ ふれあいサービスセンター
 - ・指定居宅介護支援事業所
 - ・障害相談支援事業所
 - ・ホームヘルパーセンター
 - ・成年後見支援事業
 - ・日常生活自立支援事業

(9) 利用者実績

(利用者別)

区分 年度	障害者	療 育	高齢者	児 童	母 子	ボランティア
令和 7 年度	0 人	0 人	155 人	0 人	0 人	6,698 人

区分 年度	地域福祉	一 般	計
令和 7 年度	8,589 人	277 人	15,719 人

2 3 公益社団法人安城市シルバー人材センター

会 長 岩 瀬 英 行

所在地 安城市赤松町大北78番地1

電 話 76-1415(代) F A X 76-1437

シルバー人材センターは、高齢者が、働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献するための組織です。昨今の少子高齢化社会において、センターの位置づけはますます重要になっています。設立から45年にわたり、地域とのつながりを大切にしながら、会員の皆様の生きがいと働く喜びを支えてきました。近年は、活動を支えてきた団塊の世代がより高い年齢層へ移行し、会員の年齢構成や働き方にも変化が生じています。また、高齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正され、企業における65歳までの雇用の義務化や、70歳までの就業機会の確保が努力義務化されるなど、社会全体の雇用の仕組みも大きく変わりつつあります。こうした状況の中で、センターには、退職後の受け皿としての役割に加え、高齢者の知識と経験を活かした質の高いサービス提供への期待が一層高まっています。

令和8年度は、第5次中期計画（2026年度～2031年度）の初年度です。「笑顔でつながる、地域とつむぐ。～安城の未来を支える、シルバーの力～」をスローガンに掲げ、誰もが安心して長く働き続けられる組織づくりを進めます。

新たな中期計画を着実かつ効率的に実行するために、組織の再編成を行います。これまで、理事会の下に、理事及び委員からなる6つの委員会及び2つの部会を設置していましたが、令和8年度の総会から、4つの委員会と1つの会議体に再編成します。役員会運営を担う「総務委員会」に、中期計画の策定と進捗管理を行う「中期計画推進委員会」を統合します。会員への啓発や市民等へのPR活動を展開する「広報委員会」に、デジタル社会への対応を担う「デジタル推進委員会」を統合します。会員としての意識の向上と生きがいの推進を図る「研修委員会」に、女性の視点を取り入れるため「女性部会」を統合し、「女性活躍推進委員会」と名称を改めます。就業開拓を担う「就業拡大部会」は、現役時代に営業経験を持ち専門員として勤務する会員を中心に「就業拡大戦略会議」として設置します。

令和8年度も「自主・自立、共働・共助」の基本理念に基づき、次のとおり基本方針を定め、第5次中期計画に従い、各種事業活動を進めます。

1 基本方針

- (1) 中期計画の初年度として、各施策の中でも重点施策を確実に立ち上げ、進捗状況を定期的に確認し、必要な改善を講じます。
- (2) 年齢や体力に応じた働き方を選べるよう、「分かち合いの働き方」を広め、無理なく働ける環境を整えます。
- (3) 組織の体制を見直し、営業力を強化することにより、会員拡大と就業機会の拡大を進め、変化する社会に対応します。

2 実施計画

(1) 会員の拡大

ア 入会促進：就業を希望する業務を実際に体験しながら行う体験型入会説明会の実施やWEBを活用した随時の入会説明会、また先進地センターの手法を積極的に取り入れることにより、センターに入会しやすい環境を整えます。また、入会説明時の面談率を向上し、就業希望を丁寧に聞き取ることにより、就業先とのマッチングを強化します。

イ 退会抑制：年齢や体力に応じた働き方を会員が選べるように、就業に必要な情報提供のあり方を研究します。

また、未就業者等を中心に就業相談を実施し、サポート体制を強化するとともに、健康講座などを通じて交流の機会を増やし、会員の満足度向上を図ります。

ウ 会員の活躍：「女性活躍推進委員会」では、研修や事業に女性の視点を取り入れます。全国シルバー人材センター事業協会の会員数の統計データでは、女性会員数は令和6年5月の235,465人から令和7年5月の237,003人に1,538人の顕著な増加が見て取れます。女性会員の活躍の場を広げ、男性女性を問わず、主体的な楽しい機会を創

り、組織の拡大につなげます。

(2) 就業機会の拡大

ア 既存の契約先への新たな業務の受注開拓：センターのイメージアップによる認知度向上を図り、既存の契約先における新たな業務の獲得を進めます。

イ 就業拡大戦略会議の設置：事務所で専門員として勤務する営業経験のある会員と事務局職員で構成する「就業拡大戦略会議」を立ち上げ、企業訪問や市場分析を通じて、組織的な営業活動を展開します。

ウ 人手不足分野への対応：地域の困りごとを解消する仕事一覧を作成し、積極的な周知により受注の開拓をします。

(3) 安全就業の推進

ア 就業途上の事故防止対策：会員の高齢化に伴い、就業中の事故だけでなく就業途上の事故も増加傾向にあるため、事故防止意識の向上に努めます。

イ 高リスク作業対策：熱中症対策グッズや安全器具の貸与を充実させ、酷暑期などの高リスク作業に備えます。また、高リスク作業に従事する会員については、年1回の健康診断の受診を推奨し、自己の健康状態を把握してもらうようにします。

(4) 運営基盤の強化

ア 情報発信の強化：スマホやLINEを活用し、会員への迅速な情報共有と事務作業の効率化を進めます。特にセンター公式LINEの全会員に対する登録者数の割合については、令和8年3月末の約3割から令和9年3月末には5割を超える水準を目指します。

また、「シルバーあんじょう」の安城市広報紙への折り込み回数を1回から2回に増やします。

イ 委員会の活性化：各委員会において重点目標を掲げ、自主的な活動の推進を図ります。

(5) 会員の行動指針

第5次中期計画には、これまでのように会員の付託を受けた役員中心の組織運営から、次のような会員の行動指針を定め、一層「自主・自立、共働・共助」の基本理念を会員に浸透させていきます。

ア 仲間と仕事を分かち合い、自分の体力を過信せず、無理なく長く働きます。

イ 会員であることを誇りに思い、入会者を獲得したり、センターを活用し、地域の困りごとを解決したりします。

ウ スマホやLINEなど高度情報通信を活用し、デジタル社会の恩恵を享受します。

3 事業実績

(1) 会員数

(各年度3月31日現在)

区 分	男	女	計
令和4年度	642人	426人	1,068人
令和5年度	640人	428人	1,068人
令和6年度	636人	406人	1,042人
令和7年度	612人	417人	1,029人

(2) 受託事業実績 (令和7年度)

区 分		①受注件数 (件)	②職群別登 録会員数(人)	③就業実 人員(人)	④就業延人 員(人日)	⑤契約金額(円)			
						配 分 金	材 料 費 等	事 務 費	合 計
仕 事 の 分 類 別 実 績	管理的職業	0	0		0	0	0	0	0
	専門的・技術的職業	2	30		1,248	4,334,406	482,328	521,276	5,338,010
	事務的職業	47	82		549	2,230,806	31,004	269,842	2,531,652
	販売の職業	0	6		0	0	0	0	0
	サービスの職業	588	240		32,061	107,046,369	2,231,171	13,550,198	122,827,738
	保安の職業	0	2		0	0	0	0	0
	農林漁業の職業	1,740	49		5,863	56,223,246	2,301,257	6,746,457	65,270,960
	生産工程の職業	235	43		1,845	5,600,767	1,195,574	554,357	7,350,698
	輸送・機械運転の職業	0	4		0	0	0	0	0
	建設・採掘の職業	170	19		975	7,617,887	3,481,521	920,820	12,020,228
	運搬・清掃・包装等の職業	1,066	554		78,839	215,809,204	12,625,589	26,247,694	254,682,487
	合 計	3,848	1,029	899	121,380	398,862,685	22,348,444	48,810,644	470,021,773

(2) 派遣事業実績 (令和7年度)

	①受注 件数 (件)	②仕事の分類別 派遣労働登録会員数 (人)			③派遣就業 実人員 (人)	④派遣就業 延人員 (人日)	⑤契約金額(円)		
		男性	女性	合計			会員賃金	手数料等	合 計
仕 事 の 分 類 別 実 績	管理的職業	0	0	0		0	0	0	0
	専門的・技術的職業	0	4	3		0	0	0	0
	事務的職業	3	22	2		676	6,149,820	1,828,047	7,977,867
	販売の職業	0	1	0		0	0	0	0
	サービスの職業	2	42	15		7,210	27,459,333	8,825,004	36,284,337
	保安の職業	0	0	0		0	0	0	0
	農林漁業の職業	0	7	0		0	0	0	0
	生産工程の職業	1	3	3		0	0	0	0
	輸送・機械運転の職業	0	1	0		0	0	0	0
	建設・採掘の職業	0	6	0		0	0	0	0
	運搬・清掃・包装等の職業	32	117	25		10,223	63,084,752	19,857,374	82,942,126
	合 計	38	203	48	228	18,109	96,693,905	30,510,425	127,204,330

2 4 民生委員・児童委員（社会福祉課）

（昭和23年7月29日施行）

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。

任期は3年で、県知事が定める区域ごとに民生委員協議会を組織しています。

1）民生委員・児童委員協議会役員

地区会長連絡協議	会 長	杉浦 正之
〃	副会長	長坂 潔子
〃	副会長	杉浦 良夫
〃	会 計	小原 治雄

（令和8年5月7日現在）

地区	会長氏名	民生委員数（人）			担当地区
		民生委員	主任児童委員	計	
東山	林 泰裕	27	3	30	東山中学校区
中部	杉浦 雄裕	37	4	41	安城北中学校区
作野	小原 治雄	27	2	29	篠目中学校区
中央	杉浦 良夫	38	2	40	安城南中学校区
安祥	杉浦 正之	22	2	24	安祥中学校区
西部	長坂 潔子	25	4	29	安城西中学校区
明祥	木村 博	12	2	14	明祥中学校区
桜井	都築 光男	19	2	21	桜井中学校区
計		207	21	228	

2）令和8年度活動重点事項

- ・ 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ・ 災害時ひとりも見逃さない運動の推進
- ・ 福祉活動への住民参加の促進
- ・ 児童・高齢者・障害者虐待防止活動の推進
- ・ 研修への取り組み強化
- ・ 情報の共有・管理保護の徹底
- ・ 関係機関との連携
- ・ 地区民協の活性化（交流会等）

3) 民生委員・児童委員担当地域

令和8年5月7日現在（令和7年12月1日改選）

No.	民協	氏名	担当地域	
1	東山	志水 有巳	里町	1丁目1番地～15番地、池畔、今池、柿木島、北歌口、高縄手、長根、東山ノ田（一部）、日吉、南歌口（一部）、焼山（一部）
2	東山	鈴木 桂治	里町	1丁目16番地～32番地、御地藏、雁戸塚、出崎、八幡
3	東山	江坂 和恵	里町	2丁目、4丁目1番地～28番地
4	東山	林 泰裕	里町	3丁目1番地、4番地～17番地、18番地（一部）、19番地（一部）、大道（一部）、大道山（一部）
5	東山	畔柳 智里	里町	3丁目2番地、3番地、4丁目29番地、30番地、大道（一部）、東大道
6	東山	柴田 千恵子	里町	阿賀多、荒畑、北大道寺、下田、菖蒲池、大道寺、西ノ口、西山ノ田、畑下、東山ノ田（一部）、本郷、前田、溝下、南歌口（一部）、宮西、森、焼山（一部）、脇ノ田、早稲田
7	東山	富田 信行	里町	壱斗山、御坊主、上義信坊、三郎、下義信坊、証文山、足取（一部）、足取北側、足取中ノ切、高根、東山
8	東山	花蘭 由美子	里町	井畑団地全域 （北井畑、七曲り（一部）、南井畑）
9	東山	平松 正次	里町	石橋団地 1号～223号、石橋荘、やよい荘 （3丁目18番地（一部）、19番地（一部）、池ノ浦、大道畑（一部））
10	東山	稲垣 映里砂	里町	石橋団地 224号～418号 （石橋（一部）、大道畑（一部）、大道山（一部））
11	東山	杉 喜久代	里町	石橋団地 430号～755号（足取（一部）、足取中ノ切、石橋（一部）、愚通山、七曲り（一部））
12	東山	青山 逸雄	橋目町	全域
13	東山	嶺井 政明	柿碕町	全域
14	東山	鈴木 忠秋	尾崎町	全域
15	東山	近藤 富子	宇頭茶屋町	全域
16	東山	山田 美奈子	浜屋町	全域
17	東山	岩月 みどり	東栄町	1丁目
18	東山	堀田 智穂	東栄町	2丁目1番～10番、13番
19	東山	岩月 孝子	東栄町	2丁目12番、14番、15番 501番地～506番地
20	東山	岩月 美雪	東栄町	3丁目
21	東山	竹市 洋一	東栄町	4丁目
22	東山	堤 麻紀	東栄町	5丁目
23	東山	神谷 靖	東栄町	6丁目、7丁目、東大道山、柳原
24	東山	天野 衣代	今本町	1丁目、8丁目
25	東山	稲垣 美代子	今本町	2丁目、7丁目（一部）
26	東山	神谷 恵子	今本町	3丁目、5丁目
27	東山	天野 佐登志	今本町	4丁目、7丁目（一部）、石田、石畑、鴻ノ池、長根、西石田、西大塚、西ノ山、西向山、東向山、平松
28	中部	杉野 眞澄	今池町	1丁目1番～5番、7番、12番～14番
29	中部	飯尾 令子	今池町	1丁目6番、8番～11番、2丁目1番（コープ野村新城を除く）
30	中部	黒野 純子	今池町	1丁目15番～25番
31	中部	永石 義文	今池町	2丁目2番、3丁目1番、2番、4丁目、上倉
32	中部	橋爪 ゆきみ	今池町	3丁目5番～8番、11番（一部）
33	中部	仲保 隆行	今池町	3丁目9番～10番、11番（一部）
34	中部	河合 俊乃	今池町	コープ野村新城A棟、C棟、D棟
35	中部	和田 秀	今池町	コープ野村新城B棟、E棟
36	中部	吉村 美代子	池浦町	池浦、大山田上（一部）、丸田（一部）
37	中部	丹羽 里美	池浦町 今池町 新田町	池上、池田上（一部）、曲尺手 上倉（一部） 稲恵（一部）、新定、吉池
38	中部	植村 康治	池浦町	池西、狐穴、境目、茶筌木、丸畔、丸田（一部）
39	中部	木村 一美	池浦町 新田町	池田上（一部）、池東、大山田上（一部）、小山西（一部） 池田上（一部）
40	中部	川井 和実	池浦町	大山田上（一部）、小山西（一部）、丸田（一部）
41	中部	一柳 みゆき	新田町	池田上、小山（市道大東住吉線東側）、新定山、弁天前

No.	民協	氏名	担当地域	
42	中部	大見 章夫	東新町 新明町	1 番地～8 番地、9 番地（一部）、1 0 番地、1 1 番地（一部）、1 3 番地（一部） 市営新田住宅D棟
43	中部	東 恭至	新田町	大山田上、小山(市道大東住吉線西側)、小山西、井東、丸畔
44	中部	大見 節子	新田町 新明町	新栄 1 6 番地～2 8 番地、市営新田住宅B棟
45	中部	大見 まゆみ	新田町 新明町	縦町、宮町 1～1 5 番地、市営新田住宅A棟
46	中部	大見 昌子	新田町 新明町	稲恵（一部）、追田、郷西、郷東、出郷、弁天 市営新田住宅C棟
47	中部	広村 千里	弁天町	全域
48	中部	若杉 加代子	西別所町	全域（別所団地除く）
49	中部	松尾 夕起子	東別所町	全域（別所団地除く）
50	中部	谷田 眞里子	別郷町	全域
51	中部	宮崎 洋子	西別所町 東別所町	別所団地 1組～3組、9組～1 3組（戊新畑、北牛引）
52	中部	岡田 和恵	東別所町	別所団地 4組～8組（戊新畑、応（一部）、新開）
53	中部	成瀬 正美	北山崎町 大岡町	全域（天神（一部）を除く） 宮東（一部）
54	中部	杓名 健次	高木町 北山崎町 大岡町	全域 天神（一部） 前畑（一部）
55	中部	浦野 美佐子	大岡町	全域（宮東（一部）と前畑（一部）を除く）
56	中部	成瀬 加代子	山崎町	全域
57	中部	鷺尾 由利	明治本町	1 番～2 番、1 1 番～1 7 番
58	中部	岩井 正泰	明治本町	3 番～1 0 番、1 8 番～2 0 番
59	中部	高橋 直美	昭和町	1 番～1 1 番
60	中部	杉浦 美紀代	昭和町	1 2 番～1 9 番
61	中部	杉浦 雄裕	大東町	1 番～2 番、1 2 番～1 8 番
62	中部	戸田 こず恵	大東町	3 番～6 番、9 番、倉紡社宅
63	中部	安藤 真弓	大東町	7 番、8 番、1 0 番、1 1 番
64	中部	鈴木 一幸	大東町	1 9 番～2 5 番
65	作野	和田 由香	住吉町	1 丁目、5 丁目、長根、南長根
66	作野	大羽 陽子	住吉町	2 丁目、6 丁目
67	作野	藤田 奈都代	住吉町	3 丁目1 番、1 0 番～1 2 番
68	作野	服部 節子	住吉町	3 丁目2 番～9 番
69	作野	小原 治雄	住吉町	7 丁目、荒曽根(市道新城箕輪線の西側)
70	作野	吉田 郁子	住吉町	荒曽根(市道新城箕輪線の東側)、小根、茅原
71	作野	山田 功	篠目町	1 丁目、2 丁目
72	作野	大野 誠	篠目町	3 丁目、作野、新段留
73	作野	吉野 平人	篠目町	4 丁目
74	作野	藤岡 恵美	篠目町	池下、井原、大西、肥田、長根、西ハゼ原、ハゼ原、ニタ又、本郷、溝川、向、竜田
75	作野	浦田 友美	篠目町	井山(一部)、古林、古林畔
76	作野	野村 裕加	篠目町	井山(一部)、新郷、童子
77	作野	浅井 恵	井杭山町	全域（一本木（一部）、高見（一部）を除く）
78	作野	神谷 公子	美園町	1 丁目1 番地、2 番地、1 0 番地～1 3 番地、1 8 番地、1 9 番地、2 丁目1 番地、2 番地、9 番地、1 0 番地
79	作野	蟹江 賢治	美園町	1 丁目3 番地～9 番地、1 4 番地～1 7 番地、2 0 番地、2 丁目3 番地、4 番地、7 番地、時ヶ堀、東菰神
80	作野	永井 祐一	美園町	1 丁目2 1 番地～3 0 番地、2 丁目5 番地、6 番地
81	作野	菱田 香葉子	美園町	2 丁目1 1 番地～1 6 番地、1 9 番地～2 3 番地

No.	民協	氏名	担当地域	
82	作野	佐田 忠博	美園町	2丁目17番地、18番地、24番地～30番地
83	作野	上田 由紀子	二本木新町	1丁目、北菅口
84	作野	石川 裕子	二本木新町 井杭山町	2丁目 一本木（一部）
85	作野	榊原 香代	二本木新町 井杭山町	3丁目 高見（一部）
86	作野	森田 久美代	三河安城町	1丁目（一部）、2丁目（エコロジーマンション三河安城、サンハウス三河安城、フローレンス三河安城）
87	作野	山内 寿恵	三河安城町	2丁目（一部）
88	作野	佐藤 ちはる	美園町	美園住宅 1棟・2棟、依佐美住宅 A棟
89	作野	小柳 里美	美園町	依佐美住宅 B棟、C棟
90	作野	高橋 芳子	美園町	依佐美住宅 D棟、E棟
91	作野	榊原 かおる	美園町	依佐美住宅 F棟、G棟、H棟、I棟
92	中央	上之 よし子	御幸本町 桜町 朝日町 末広町	3番～6番、（7番・8番）一部、（14番・15番）一部、16番（一部）、17番（一部）、18番 1番～3番、6番（一部） （25番～27番）一部 3番（一部）、4番（一部）
93	中央	安達 誠二	桜町 御幸本町 花ノ木町	4番、5番、6番（一部）、14番～18番 8番（一部）、10番、11番、13番、（14番・15番）一部、501番地～504番地 （1番～4番）の一部
94	中央	田部 律子	桜町	7番～13番、19番～22番
95	中央	野村 登志子	朝日町 御幸本町 末広町	1番～3番、12番～14番、（15番～17番、25番～27番）の一部 1番、2番、（7番・16番・17番）の一部 （3番、4番、5番、9番）の一部
96	中央	藤田 進	朝日町	4番～7番、（8番・10番・11番）の一部
97	中央	神谷 由美子	朝日町	8番（一部）、9番、（10番、11番、15番～18番）の一部、19番～21番
98	中央	山本 功治	朝日町 相生町	22番～24番、（25番～27番）の一部 1番、（2番～6番）の北部
99	中央	鈴木 浩子	相生町	（2番～4番（一部））の南部、9番～12番
100	中央	青柳 由緯子	相生町	（5番～6番）の南部、7番、8番、14番、15番、19番
101	中央	宮原 久美子	相生町	4番（一部）、13番、16番～18番
102	中央	増田 雅子	末広町 錦町	本通り・栄・花ノ木町内会地域を除く全域 1番～7番、9番～13番
103	中央	本多 三枝子	錦町 小堤町	8番 1番～4番、6番（一部）、13番（一部）、14番、15番、16番（一部）
104	中央	水口 美重子	小堤町	5番、6番（一部）、7番～12番、13番（一部）、16番（一部）、17番
105	中央	大参 たえこ	花ノ木町 末広町	御幸町内会地域を除く全域 （1番・2番）一部
106	中央	渥美 奈津子	日の出町	全域
107	中央	勝野 恵子	南町	1番～9番
108	中央	杉浦 忠夫	南町	10番～17番、4丁目、5丁目
109	中央	榊原 民子	百石町	1丁目1番地～15番地
110	中央	坂口 正広	百石町	1丁目16番地～22番地、2丁目25番地、26番地（一部）、27番地～31番地
111	中央	七原 明美	百石町 安城町	2丁目1番地、12番地～15番地、21番地～24番地、32番地～37番地 西広畔（一部）
112	中央	吉利 文雄	百石町	2丁目2番地～11番地、16番地～20番地、26番地（一部）
113	中央	田港 和子	城南町	1丁目
114	中央	宮本 都々子	城南町 安城町 大山町	2丁目 広美、西広畔（一部） 2丁目25番地（一部）

No.	民協	氏名	担当地域	
115	中央	梅村 義雄	大山町	2丁目(3番地～5番地、25番地(一部)を除く)
116	中央	山本 尚美	大山町	1丁目(8番地、9番地(一部)を除く)、2丁目3番地～5番地
117	中央	高取 雪子	横山町	八左(一部)、山田(一部)、横山、毛賀知(一部)、下毛賀知(一部)
118	中央	別宮 智恵	横山町	大山田中(一部)、下毛賀知(一部)、下管池(一部)、管池(一部)、寺下(一部)
119	中央	鳥居 秀幸	横山町	赤子、大山田中(一部)、下管池(一部、ビレッジハウス下管池は除く)、寺下(一部)
120	中央	欠員	横山町	
121	中央	大場 幸代	横山町	下毛賀知(一部)、八左(一部)、山田(一部)
122	中央	谷本 朝子	三河安城東町 箕輪町 横山町	1丁目(一部)、2丁目(一部) 祢宜田 下管池(一部)
123	中央	安藤 友子	横山町	浜畔上、毛賀知(一部)、下毛賀知(一部)
124	中央	青山 達也	横山町	毛賀知(一部)、下毛賀知(一部)、山田(一部)
125	中央	清水 実	横山町	大山田中(一部)、狐穴、管池(一部)、寺田
126	中央	今泉 眞佐子	横山町	石ナ曾根、毛賀知(一部)、下毛賀知(一部)
127	中央	鶴田 由貴美	赤松町	大北(一部)、乙菊、北新屋敷(一部)、北畑(一部)、恋塚、小山、新屋敷(一部)、隅田川、東恋塚、東向、本郷(一部)、広久手(一部)
128	中央	杉浦 良夫	赤松町 石井町	梶、浄善、西下(一部)、東下、広久手(一部)、的場 高井(一部)
129	中央	安藤 緑	赤松町	北新屋敷(一部)、新屋敷(一部)、本郷(一部)、前川、北畑(一部)
130	中央	林 早苗	赤松町	大北(一部)、鐘山、北新屋敷(一部)、新屋敷(一部)、留山、西下(一部)、西ノ山、堀切
131	安祥	柴田 正義	上条町	東尾町内会地域を除く全域
132	安祥	渡辺 恭二	浜富町 東新町 法連町	全域 9番地(一部)、11番地(一部)、12番地、13番地(一部)、15番地～17番地 ビレッジハウス上条を除く全域
133	安祥	椎葉 ひろ子	法連町	ビレッジハウス上条
134	安祥	守永 真寿子	安城町	秋葉西(一部)、天草、天草東、馬池(一部)、亀山、亀山下(一部)、甲山寺(一部)、社口堂(一部)、若葉
135	安祥	古川 律子	安城町	拝木(一部)、極楽坊、清水(一部)、的場、宮地(一部)、宮前(一部)、若宮
136	安祥	石塚 泰子	安城町	馬池(一部)、社口堂(一部)、照路、宮前(一部)
137	安祥	榊原 真由美	安城町 東明町 上条町	拝木(一部)、清水(一部)、城堀(一部)、名広(一部) 全域 経根(一部)、小堤(一部)
138	安祥	神谷 端夫	安城町	荒下、亀山下(一部)、小塚、甲山寺(一部)、社口堂(一部)、城堀(一部)、多門、戸崎、道上、宮地(一部)、宮前(一部)
139	安祥	伊藤 眞希夫	安城町	西広畔(一部)、東広畔、広畔住宅
140	安祥	宮澤 眞由美	安城町	秋葉西(一部)、秋葉西3-5(秋葉住宅1棟～10棟)、馬池(一部)、社口堂(一部)
141	安祥	川下 一子	安城町 大山町	秋葉西3-5(秋葉住宅15棟、16棟)、馬池(一部)、大山、栗ノ木、栗ノ木4-1(秋葉住宅11棟～13棟) 1丁目8番地、9番地(一部)
142	安祥	岡田 紀子	安城町 河野町 上条町	県木、赤塚、垵上、拝木(一部)、三本木、常福寺、城堀(一部)、多宝坊、八幡前、前田、屋下、横町 名広(一部) 全域 浮橋(一部)、観音、経根(一部)、万五郎
143	安祥	杉浦 正之	古井町	井ノ池(一部)、桜塚(一部)、釈迦山、新道(一部)、天皇、古井堤(一部)、本神
144	安祥	宮宅 ひとみ	古井町	石原、井ノ池(一部)、冠木山、軽桶(一部)、桜塚(一部)、芝崎(一部)、十王堂(一部)、堂前田、中本神、鍋屋町、古井堤(一部)、三ツ塚、宮前
145	安祥	吉村 了子	古井町 安城町	上寺、亀山(一部)、金蔵塚(一部)、花田(一部)、松本(一部) 亀山下(一部)
146	安祥	石川 美恵子	古井町	大久後(一部)、亀山(一部)、金蔵塚(一部)、高見、松本(一部)、松山(一部)

No.	民協	氏名	担当地域	
147	安祥	丸山 幹代	古井町	軽桶（一部）、十王堂（一部）、塚越、塚下、豊日、中屋敷、西川、東川、彼岸田、松本（一部）、御堂山
148	安祥	石川 朱美	古井町 安城町 堀内町	揚り登、一本木(市分譲、古井住宅除く)、北畔(一部)、甲加勢、五徳山、小仏、南畔、山崎根 広岸、庚申 水落（一部）
149	安祥	平田 知子	古井町 堀内町	大久後(一部)、大堀、北畔（一部）、北芝崎、芝崎（一部）、新道(一部)、堂前田(一部)、花田(一部)、松山(一部) 阿原(一部)
150	安祥	鈴木 幸子	古井町	古井住宅 1 棟～1 1 棟
151	安祥	長谷川 恭子	古井町	古井住宅 1 2 棟、1 5 棟、1 7 棟
152	安祥	稲垣 美和子	古井町	古井住宅 1 3 棟、1 6 棟
153	西部	平井 まり子	横山町	ビレッジハウス下管池（下管池雇用促進住宅）
154	西部	鶴田 由佳子	三河安城東町 三河安城町	1 丁目（一部）、2 丁目（一部） 1 丁目（一部）
155	西部	岩井 芳香	箕輪町 福釜町	門田、唐生、神戸（一部）、新芳畔、半夏（一部）、東山(一部)、本屋敷(一部)、屋下（一部） 矢場（一部）
156	西部	小島 恭子	箕輪町 二本木町	青木、唐生(一部)、権現、新田、清兵衛、本屋敷(一部)、六畝 西切替（一部）
157	西部	岩井 正巳	箕輪町	切戸、昭和、神戸（一部）、鳥屋金、東山（一部）、半夏(一部)、屋下（一部）
158	西部	白井 誠司	三河安城南町	1 丁目
159	西部	藤井 圭子	三河安城南町 三河安城東町 三河安城町	2 丁目 2 丁目（一部） 1 丁目（5 番・6 番）一部
160	西部	平野 真奈美	二本木町	荒田、切替、西切替（一部）、二本木
161	西部	山本 善規	二本木町	長根、東切替、南舞々山
162	西部	竹内 美佐子	緑町	1 丁目 1 番地～2 1 番地、2 3 番地
163	西部	平野 真由美	緑町	1 丁目 2 2 番地、2 4 番地～3 8 番地
164	西部	宇野 久美子	緑町	2 丁目 1 番地～8 番地、1 0 番地～1 2 番地
165	西部	二井 鋭子	緑町	2 丁目 9 番地、1 3 番地～2 3 番地
166	西部	影田 育子	三河安城本町	1 丁目
167	西部	酒井 時江	三河安城本町	2 丁目
168	西部	田之上 佳代	高棚町	秋葉堂、郷(県道南中根小垣江線の南側一部)、申畑(県道南中根小垣江線の南側)、下手(一部)、土井ノ内、中敷（一部）、中根山、西山、西山道下
169	西部	三宅 初好	高棚町	芦池、井池（一部）、石亀、新池
170	西部	石川 満子	高棚町	井荒井、郷(県道南中根小垣江線の南側一部)、鮫川、三反田、中敷（一部）、東山（県道南中根小垣江線の南側）
171	西部	長坂 潔子	高棚町	井池（一部）、小牧、郷(県道南中根小垣江線の北側一部)、大道、中島、東山（県道南中根小垣江線の北側）
172	西部	神谷 智恵美	高棚町	上荒井、郷(県道南中根小垣江線の北側一部)、申畑(県道南中根小垣江線の北側)、下手（一部）、新道、茨池、蛭田
173	西部	柴田 泰男	福釜町	荒子、尾山（一部）、笠松(一部)、甲大道、小六、猿町、百々目、長池、馬場、東湫、樹田、細池、横山
174	西部	齋藤 和子	福釜町 箕輪町	大田、大江、笠松(一部)、河原、鴻ノ巣、砂渡、十郎、条山、道田、中根(一部)、細湫、宮添(一部)、矢場（一部）、蓬野(一部) 東山（一部）
175	西部	神谷 浩代	福釜町	大州、釜ヶ渚、蔵前、西天、里添、清水、下山、中根(一部)、野中、宮添(一部)、蓬野(一部)
176	西部	川角 眞弓	榎前町 赤松町 福釜町	井杭山、北榎（一部）、狐塚、寒風根、西林、松原、宮下、市営寒風根住宅 西下（一部） 尾山（一部）
177	西部	齋藤 安幸	榎前町	内畑、北榎（一部）、北山、西山、南榎、南西山、向山
178	明祥	杉浦 健実	石井町 桜井町	全域（高井（一部）を除く） 西天上（一部）
179	明祥	都築 雅子	和泉町 榎前町 東端町	井ノ下、大上、大北、上之切、北本郷(一部)、神明(一部)、長筏、中北、七ツ田、西湫、宮下、宮ノ腰、宮前 中隠、東林、道合 北荒子（一部）
180	明祥	欠員	和泉町 東端町 根崎町	

No.	民協	氏名	担当地域	
181	明祥	杉浦 敏夫	和泉町	井ノ上（一部）、大海古（一部）、北大木、北梶（一部）、小塚、庄司作、高曽根、中根山、西山、東山、南梶、南山
182	明祥	木下 弘	和泉町	北梶（一部）、八斗蒔
183	明祥	木村 博	和泉町 東端町 根崎町	井ノ上（一部）、大海古（一部）、惣山、八兵エ、向、大下、北本郷（一部）、郷前、下之切、神明（一部）、中本郷、南本郷、南家下、家下大坪、北荒子（一部）、北大坪、新切、中大坪、東荒子、南用地、用地西新切（一部）
184	明祥	横山 修	東端町	青ノ山、稲荷、井ノ口、江戸坂（一部）、北山、祈禱、鴻ノ巣、小山、里（一部）、新稲荷、住吉（一部）、寺下、天白（一部）、西大坪、主木（一部）、八劔、明祥北、明祥南、藪崎、山ノ神、蓮台
185	明祥	杉浦 和枝	東端町	新井（一部）、新子、内浜、大久戸、鐘鑄場（一部）、殿町、中田、中縄手、中根山、東稲場、南内浜、南新田、向山、明和
186	明祥	岡田 照代	東端町	新井（一部）、貝戸、鐘鑄場（一部）、切間、里（一部）、住吉（一部）、天白（一部）、道城、中村、主木（一部）、前新田、丸ノ内、神子塚、南山、山ノ鼻
187	明祥	鈴木 知見	根崎町	荒子、石ヶ入、石谷、上小久戸（一部）、北根、五佐池、下渡瀬、新石谷、長配、西新切（一部）、西出口、西根（一部）、東石谷、東新切、東出口、東家下（一部）、南荒子、南根（一部）
188	明祥	土屋 玲子	根崎町	内浜、上小久戸（一部）、下小久戸、砂子、西根（一部）、東家下（一部）、南根（一部）、南傍示木
189	明祥	神谷 正彦	城ヶ入町	雨池、稲場、北立出、源治、高根、立出、団戸、広見、本郷、丸根、向山、山新田
190	明祥	吉田 喜代子	城ヶ入町	新井、荒子、欠間、城畠、本割、山崎
191	桜井	林 誠	川島町 村高町	全域 全域
192	桜井	稲垣 久美	堀内町 桜井町	（阿原（一部）、水落（一部）、屋敷（一部））を除く全域 干地（一部）、元山（一部）
193	桜井	片岡 功	桜井町	印内北分、印内南分、北阿原下、干地（一部）、桜林、寒池、中開道、宮下、宮西
194	桜井	杉山 洋子	桜井町 堀内町	小原藪、上小縄手、蟻路、小縄手、三度山、下谷、城阿原（一部）、高見（一部）、土取、塔元、中狭間（一部）、西天上（一部）、元山、薬師田、山ノ寺屋敷（一部）
195	桜井	荒川 清明	桜井町	城阿原（一部）、城向（一部）
196	桜井	川澄 百合子	桜井町	城向一丁目（一部）、城向二丁目、城向三丁目、高見（一部）
197	桜井	杉山 京子	桜井町	阿原、大役田、城阿原（一部）、茶屋坊、中狭間（一部）、西町上、西町下（一部）、西町中、城向一丁目（一部）、桜井（一部）
198	桜井	永田 幸一	桜井町 姫小川町	稲荷西、桜西一丁目、桜西二丁目（一部）、桜西三丁目、小三尻、伝左（一部）、咽首（一部）、半抜、門原 姫西三丁目（一部）
199	桜井	横山 恵子	桜井町	桜西二丁目（一部）、桜井（一部）、新田、咽首（一部）、伝左（一部）、城向一丁目（一部）
200	桜井	伊藤 和美	東町 姫小川町 桜井町	姫小川町内会地域を除く全域 姫（一部） 中狭間（一部）、西町下（一部）
201	桜井	長嶋 てるみ	姫小川町 小川町 東町	鹿乗（一部）、芝山（一部）、堂開道、姫（一部）、姫下（一部） 堂開道（一部）、的場（一部）、的場丘（一部） 荒井（一部）、大塚（一部）、獅子塚（一部）
202	桜井	野村 和子	桜井町 小川町 姫小川町 東町	西町下（一部） 金政（一部）、的場（一部） 北門原、芝山（一部）、館出、遠見塚、西門原、姫西一丁目、姫西二丁目、姫西三丁目（一部）、半野木、ビレッジハウス桜井 荒井（一部）
203	桜井	岩田 光一	姫小川町 小川町	鹿乗（一部）、姫（一部）、姫下（一部） 鹿乗、北加美（一部）、堂開道（一部）
204	桜井	加藤 博行	小川町 桜井町 藤井町	石曽根、扇林、御林、金政（一部）、久々井、久手、清水道、新田山、摺鉢、曾根、高曽根、西扇林、丸根、三ツ塚、南門原、山田、山中 五ヶ野 長先（一部）
205	桜井	加藤 文崇	小川町 木戸町 寺領町	岩根、岩根前、大久根（一部）、北三ツ塚（市営小川住宅）、小向、志茂（グローリアス安城小川町）、南大久根 下無田池、為門 クシ林（一部）
206	桜井	稲垣 一空	小川町	大久根（一部）、大帳、欠下、加美、上六反、北加美（鹿乗団地を除く）、天神、馬場瀬、福地、南加美（一部）
207	桜井	鈴木 佐江子	小川町	金政（一部）、志茂（グローリアス安城小川町を除く）、的場丘（一部）、三日三升、南加美（一部）、堂開道（一部）
208	桜井	都築 光男	野寺町 木戸町 寺領町	全域 小川町内会地域を除く全域 小川町内会地域を除く全域
209	桜井	岩瀬 ゆみ子	藤井町	（長先（一部））を除く全域

No.	民協	氏名	担当地域	
210	東山	神田 由希子		北部小学校区主任児童委員
211	東山	太田 里美		志貴小学校区主任児童委員
212	東山	後藤 祐司		里町小学校区主任児童委員
213	中部	朝倉 美佳		中部小学校区主任児童委員
214	中部	稲垣 諭見子		東部小学校区主任児童委員
215	中部	戸田 真幸		新田小学校区主任児童委員
216	中部	松延 淳子		今池小学校区主任児童委員
217	作野	横山 政子		作野小学校区主任児童委員
218	作野	榊原 千恵子		梨の里小学校区主任児童委員
219	中央	佐々木 理枝		錦町小学校区主任児童委員
220	中央	柘植 千恵		桜町小学校区主任児童委員
221	安祥	鈴木 三喜男		南部小学校区主任児童委員
222	安祥	竹尾 光加		祥南小学校区主任児童委員
223	西部	渡邊 裕子		二本木小学校区主任児童委員
224	西部	杉浦 美奈子		西部小学校区主任児童委員
225	西部	高橋 香菜子		高棚小学校区主任児童委員
226	西部	鳥居 こずえ		三河安城小学校区主任児童委員
227	明祥	杉浦 理香子		明和小学校区主任児童委員
228	明祥	早川 ゆかり		丈山小学校区主任児童委員
229	桜井	音部 厚子		桜井小学校区主任児童委員
230	桜井	八木 昭至		桜林小学校区主任児童委員

2 5 安城保護区保護司会名簿（社会福祉課）

令和8年5月25日現在 50名（定員52名）

役 職	氏 名	住所	役 職	氏 名	住 所
会長	杉浦 博之	安城町		石川 翼	住吉町
副会長	塚本 和彦	東栄町		野村 昌平	篠目町
副会長	山本 康孝	三河安城本町		早川 守	和泉町
会計	須藤 房美	横山町		杉浦 清治	城ヶ入町
理事	稲垣 美保子	桜井町		清水 信行	福釜町
理事	水野 義孝	横山町		宇佐美 成美	二本木新町
理事	内藤 和光	安城町		大見 健治	新明町
理事	江坂 慎也	里町		大岡 綾子	東端町
理事	山本 典子	大岡町		鈴木 一	今本町
理事	横山 佐喜郎	小川町		赤川 ルミ子	三河安城町
理事	神谷 智美	美園町		松田 このみ	篠目町
理事	杉浦 資典	今池町		榊原 重幸	桜井町
理事	寺田 覚	古井町		白谷 隆子	城南町
理事	石川 充	根崎町		神谷 善之	尾崎町
理事	深田 真史	二本木新町		黒柳 みゆき	姫小川町
理事	塚原 信一	箕輪町		鈴木 将人	東町
理事	神谷 健児	高棚町		筒井 広治	弁天町
監事	三浦 正喜	安城町		岡田 知之	安城町
監事	杉浦 貴己	古井町		小笠原 浩一	横山町
顧問	石川 誠	朝日町		三輪 寿	美園町
	神谷 美砂	相生町		大見 章夫	新田町
	狩野 多喜子	昭和町		加藤 真理子	和泉町
	稲垣 正義	浜屋町		榊原 光義	宇頭茶屋町
	木村 忠弘	池浦町		鈴木 眞一	御幸本町
	梅村 正一	緑町		都築 里美	赤松町

2 6 社会福祉関係団体等

(令和8年4月1日現在)

名 称	発 足	会 長	会員数 (人)
安城市民生委員・児童委員協議会	S21. 12	杉浦 正之 (古井町)	229
安城市遺族連合会	S23. 4	桑山 彰弘 (池浦町)	707
安城市赤十字奉仕団	S28. 3	高橋 智江 (住吉町)	27
安城市身体障害者福祉協会	S27. 11	都築 文明 (赤松町)	110
安城保護区保護司会	S29. 1	杉浦 博之 (安城町)	48
安城市母子福祉会	S32. 5	成島 清美 (桜井町)	83
安城市保育園等保護者会	S36. 4	手島 瞳 (藤井町)	—
安城市老人クラブ連合会	S38. 12	竹本 和彦 (篠目町)	8, 170
安城市更生保護女性会	S51. 4	船尾 恭代 (今池町)	76
安城市心身障がい児をもつ親の会 「ひまわり会」	S51. 4	(事務局) 三戸 夏居 (北山崎町)	25
安城市手をつなぐ育成会	S61. 6	原 恵美子 (今池町)	141
安城市ボランティア連絡協議会	S62. 3	野上 三香子 (桜町)	302
安城地域精神障がい者家族会 「ぶなの木会」	H8. 1	薮内 敏彦 (里町)	30

27 市内で事業を行う福祉関係法人

名称	所在地	代表者	運営する主な施設	施設の所在地	電話	施設長
					FAX	
社会福祉法人 ぬくもり福祉会	安城市赤松町 北新屋敷 112番地1	長谷部一夫	生活介護・共同生活介護 事業所 ぬくもりの郷	赤松町北新屋敷112番地1	77-5222 77-8666	鈴木 博
			生活介護事業所 ぬくもりの家	大東町5番28号	77-0555 77-5550	飯野恭央
			生活介護事業所 ぬくもりワークス	赤松町恋塚87番地1	77-1555 77-6969	鈴木眞一
			生活介護事業所 まるくてワークス	池浦町丸田160番地2	77-1000 77-1091	高野浩昌
社会福祉法人 聖清会	安城市桜井町 咽首195番地	吉橋洋子	障害者入所施設 ハルナ	桜井町咽首195番地	99-9860 99-5452	春木恵美
			生活介護事業所 ラニハルナ	桜井町咽首197番地	99-9770 99-4747	山本典子
			児童養護施設 なかよしこよし	桜井町咽首192番地	99-9980 99-9981	磯部明子
社会福祉法人 ポテト福祉会	安城市和泉町 大北27番地	黒川久美子	生活介護事業所 ポテトハウス	和泉町大北27番地	92-0070 92-0828	黒川久美子
社会福祉法人 ぶなの木福祉会	安城市新田町小山西 60番地1 安城第19 東海ビル2階	薮内敏彦	就労継続支援事業所 ぶなの木工房	新田町小山西60番地1 安城第19東海ビル2階	72-4347 91-1217	薮内敏彦
社会福祉法人 サートハティ	安城市高棚町芦 池215番地3	加藤領助	居宅介護支援事業所 COCOまる	高棚町芦池215番地3	45-6683 45-6687	高橋扶美子
社会福祉法人 観寿々会	名古屋市中東区 朝日が丘75番地5	小出紀衣	特別養護老人ホーム 安寿の郷ホーム	別郷町油石105番地	76-6133 77-0133	入口孝行
			生活介護事業所 バستمートズ	別郷町油石104番地1	72-3433 72-3434	橋口磨理子
社会福祉法人 愛知慈恵会	一宮市萩原町西 御堂字虫祭1番地 1	谷川喜久雄	特別養護老人ホーム 小川の里	小川町三ツ塚1番地1	73-7011	岡崎慎司
			ケアハウス 小川の里		73-7010	福島恵理子
社会福祉法人 安祥福祉会	安城市法連町 8番地11	西尾四郎	特別養護老人ホーム あんのん館・福釜	福釜町矢場88番地	71-3171 72-3060	西尾淑子
			安城市養護老人ホーム	和泉町大北67番地1	92-0179 92-5484	川島豊美
社会福祉法人 紘寿福祉会	安城市東端町鴻 ノ巣72番地2	稲垣光昭	特別養護老人ホーム ひがしばた	東端町鴻ノ巣72番地2	73-8211 73-8212	小林静子
社会福祉法人 百陽会	岡崎市大平町 古淵25番地	牧 功	特別養護老人ホーム アルクオーレ安城横山	横山町赤子10番地	72-6541 72-1707	馬場哲朗
社会福祉法人 愛生館	碧南市蔦林町4丁 目109番地1	小林清彦	特別養護老人ホーム ひまわり・安城	福釜町下山81番地1	92-0088 92-2828	竹内积夫
社会福祉法人 相志会	安城市篠目町竜 田155番地	伊原博司	地域密着型特別養護老人ホー ムこころくばり	篠目町竜田155番地	76-4165 76-4177	平手見奈
社会福祉法人 ゆめネット	名古屋市中川区 荒子2丁目60	鷹巣孝久	特別養護老人ホーム 鎌倉街道東山	安城市里町壱斗山249	98-5515 98-5525	内藤吉弘
社会福祉法人 聖育会	安城市池浦町 丸田12番地3	布目献児	こひつじ保育園	池浦町丸田12番地3	76-8262 76-0340	布目奈絵
社会福祉法人 愛輪福祉会	安城市昭和町 5番16号	執行治雄	安城北すずらん保育園	昭和町5番16号	76-3295 76-3445	執行紀美代
社会福祉法人 育生会	安城市今池町 1丁目24番18号	田中義信	子宝保育園	今池町1丁目24番18号	97-8588 97-8598	田中篤樹
			ちいさなこだから保育園	三河安城町2丁目1番地1 ミカワ安城ヒルズ3F	74-5770 74-5771	田中加世
社会福祉法人 山美福祉会	安城市美園町 2丁目9番地4	高村裕美	よさみ保育園	美園町2丁目9番地4	75-3254 75-3254	高村裕美
			第2 よさみ保育園	三河安城南町2丁目7番地8	74-3222 74-3222	塚本育子
社会福祉法人 昭徳会	名古屋市中昭和区 駒方町4丁目10番地	鈴木正修	光徳保育園	御幸本町6番17号	76-2540 76-2286	都野智文

社会福祉法人 碧明会	安城市根崎町 西根64番地1	由良宜寛	根崎こども園	根崎町西根64番地1	92-0089 92-0427	石原みさ子
			桜井こども園	小川町清水道4番地1	70-7727 70-7726	由良宜寛
社会福祉法人 さくら福祉園	安城市西別所町 中新田18番地	岩瀬せつ子	じけいの森保育園	西別所町中新田18番地1	75-6610 75-6620	安藤もとえ
学校法人 さくら学園	安城市相生町 5番9号	岩瀬せつ子	慈恵幼稚園	西別所町中新田18番地	75-6237 75-5970	山田秀美
			第二慈恵幼稚園	高棚町芦池223番地2	75-3646 75-5923	岩月佐江子
社会福祉法人 あおぞらにこに こ福祉会	安城市里町 大道寺1番地7	藤代千春	げんきのもり保育園	里町大道寺1番地7	87-5872 87-5872	中山延見子
			あおぞらサニーサイド保育園	今本町5丁目5番地2	91-3511 91-3512	田中美智代
			スマイリーこども園さとまち	里町御坊主153番地	70-9922 70-9923	藤代千春
学校法人 前嶋学園	安城市百石町 1丁目22番地12	前嶋美喜朗	てらベクリエイティブこども 園	百石町1丁目22番地12	76-6714 77-6309	臼井史一
社会福祉法人 安城市社会福祉 協議会	安城市赤松町 大北78番地4	神谷明文	安城市社会福祉会館 (その他掲載ページ参照)	赤松町大北78番地4	77-2941 73-0437	事務局長 藤倉正生
公益社団法人 安城市シルバー 人材センター	安城市赤松町 大北78番地1	岩瀬英行	安城市高齢者 生きがいセンター	赤松町大北78番地1	76-1415 76-1437	事務局長 小笠原浩一
社会福祉法人 済聖会	名古屋市中区栄 3-14-7 RICCO栄 6F	林 牧絵	ブライトこども園安城桜町	桜町7番14号	77-0190 77-0192	外田喜美子
社会福祉法人 一雅会	刈谷市銀座3丁目34- 1 銀座TREE+ 2-F	浅井雅人	麦のうさぎ保育園	堀内町カラ桶17番地	70-8839 70-8838	磯部茂久
学校法人 寺部学園	安城市美園町 2丁目4番地5	寺部大	にほんぎ幼稚園	美園町2丁目4番地5	75-6277 75-6366	寺部大
社会福祉法人 安城市こども未 来事業団	安城市桜町18番 23号	杉浦章介	掲載ページ参照	掲載ページ参照	76-5500 76-2228	事務局長 加藤典子

28 安城市の福祉施設概況

福祉施設名称	施設の種類	所在地	敷地面積 (㎡)	構造
老人福祉施設等				
安城市養護老人ホーム	養護老人ホーム	和泉町大北67-1	6,553.33	鉄筋コンクリート二階建他
特別養護老人ホーム安寿の郷ホーム 〃 ショートステイ	特別養護老人ホーム	別郷町油石105	4,692.86	鉄筋コンクリート三階建
特別養護老人ホーム小川の里 〃 ショートステイ	特別養護老人ホーム	小川町三ツ塚1-1	10,706.45	鉄筋コンクリート四階建
特別養護老人ホームあんのん館・福釜 〃 ショートステイ	特別養護老人ホーム	福釜町矢場88	9,997.00	鉄筋コンクリート四階建
特別養護老人ホームひがしばた 〃 ショートステイ	特別養護老人ホーム	東端町鴻ノ巣72-2	8,021.30	鉄筋コンクリート五階建
特別養護老人ホームアルクオーレ安城横山 〃 ショートステイ	特別養護老人ホーム	横山町赤子10	2,563.58	鉄筋コンクリート二階建
特別養護老人ホームひまわり・安城 〃 ショートステイ	特別養護老人ホーム	福釜町下山81-1	5,983.27	鉄筋コンクリート四階建
地域密着型特別養護老人ホームこころくばり 〃 ショートステイ	特別養護老人ホーム	篠目町竜田155	6,051.43	鉄骨三階建
特別養護老人ホーム鎌倉街道東山	特別養護老人ホーム	里町壱斗山249	8,310.65	鉄筋コンクリート四階建
ケアハウス小川の里	軽費老人ホーム	小川町三ツ塚1-1	—	鉄筋コンクリート四階建
安城市地域包括支援センター中部	地域包括支援センター	新田町新栄84-1	—	安城市中部福祉センター内
安城市地域包括支援センター小川の里	〃	小川町三ツ塚1-1	—	特別養護老人ホーム小川の里内
安城市地域包括支援センターあんのん館	〃	福釜町矢場88	—	特別養護老人ホームあんのん館・福釜内
安城市地域包括支援センターさとまち	〃	里町畑下62	—	介護老人保健施設さとまち内
安城市地域包括支援センター更生	〃	安城町東広畔28	—	介護老人保健施設あおみ内
安城市地域包括支援センター八千代	〃	住吉町2丁目2-7	—	八千代病院内
安城市地域包括支援センター松井	〃	法連町8-1	—	安城老人保健施設内
安城市地域包括支援センターひがしばた	〃	東端町鴻ノ巣72-2	—	特別養護老人ホームひがしばた内
障害福祉サービス等事業所				
ぬくもりワークス	生活介護事業所	赤松町恋塚87-1	3,937.78	鉄筋コンクリート二階建
まるくてワークス	生活介護事業所	池浦町丸田160-2	2,366.77	鉄骨二階建
ぬくもりの家	生活介護事業所	大東町5-28	1,017.38	鉄筋コンクリート二階建
ぬくもりの郷	生活介護事業所	赤松町北新屋敷112-1	3,994.62	鉄骨二階建1棟 木造平屋建2棟
ハルナ	障害者入所施設・生活介護事業所	桜井町咽首195	5,500.00	鉄筋コンクリート二階建
ラニハルナ	生活介護事業所	桜井町咽首197	1,454.42	鉄骨二階建
ポテトハウス	生活介護事業所	和泉町大北27	1,926.73	鉄骨平屋建
安城市虹の家	就労継続支援事業所	城南町2丁目9-20	631.7	鉄筋コンクリート平屋建
ぶなの木工房	就労継続支援事業所	新田町小山西60-1	(借地)	鉄骨二階建
バストマトズ	生活介護事業所	別郷町油石104-1	995.05	鉄骨二階建

建物面積 (㎡)	定員 (人)	開所年月日	施設設置	運営主体	施設長	電話番号	FAX 番号
2,741.18	50	S40.5.14※	社会福祉法人安祥福祉会	社会福祉法人安祥福祉会	川島豊美	92-0179	92-5484
3,615.76	100 20	H4.5.1	社会福祉法人観寿々会	社会福祉法人観寿々会	入口孝行	76-6133	77-0133
4,422.56	100 20	H14.5.1	社会福祉法人愛知慈恵会	社会福祉法人愛知慈恵会	岡崎慎司	73-7011	73-7010
5,844.72	120 20	H19.4.1	社会福祉法人安祥福祉会	社会福祉法人安祥福祉会	西尾淑子	71-3171	72-3060
5,079.56	100 20	H24.12.1	社会福祉法人絃寿福祉会	社会福祉法人絃寿福祉会	小林静子	73-8211	73-8212
2,507.50	29 29	H25.3.1	社会福祉法人百陽会	社会福祉法人百陽会	馬場哲朗	72-6541	72-1707
4,494.94	100 20	H30.4.1	社会福祉法人愛生館	社会福祉法人愛生館	竹内釈夫	92-0088	92-2828
4,553.02	29	H30.4.1	社会福祉法人相志会	社会福祉法人相志会	平手見奈	76-4165	76-4177
5,216.90	120	R6.4.1	社会福祉法人ゆめネット	社会福祉法人ゆめネット	内藤吉弘	98-5515	98-5525
2,163.81	50	H14.4.1	社会福祉法人愛知慈恵会	社会福祉法人愛知慈恵会	福島恵理子	73-7011	73-7010
—	—	H21.1.1	社会福祉法人 安城市社会福祉協議会	社会福祉法人 安城市社会福祉協議会	加藤絵美子	71-0077	76-0058
—	—	H27.4.1	社会福祉法人愛知慈恵会	社会福祉法人愛知慈恵会	井上貴子	73-3535	73-7057
—	—	H27.4.1	社会福祉法人安祥福祉会	社会福祉法人安祥福祉会	大川奈美	71-3173	55-5502
—	—	H28.2.1	社会医療法人 財団新和会	社会医療法人 財団新和会	水野 崇	96-3512	96-3517
—	—	H28.4.1	愛知県厚生農業協同組合 連合会	愛知県厚生農業協同組合連合会	久野恵三	77-9948	80-1815
—	—	H28.4.1	社会医療法人 財団新和会	社会医療法人 財団新和会	和田博直	97-8069	97-8408
—	—	H29.4.1	医療法人安祥会	医療法人安祥会	小出辰夫	55-5355	55-5545
—	—	H29.4.1	社会福祉法人絃寿福祉会	社会福祉法人絃寿福祉会	中村鈴子	73-8210	73-8260
1,005.21	60	H5.4.1	社会福祉法人 ぬくもり福祉会	社会福祉法人ぬくもり福祉会	鈴木真一	77-1555	77-6969
948.37	60	H17.8.1	〃	〃	高野浩昌	77-1000	77-1091
684.70	40	H1.4.1	〃	〃	飯野恭央	77-0555	77-5550
1,582.77	20	H25.4.1	〃	〃	鈴木 博	77-5222	77-8666
1,802.98	50	H12.4.1	社会福祉法人聖清会	社会福祉法人聖清会	春木恵美	99-9860	99-5452
686.51	40	H21.4.1	〃	〃	山本典子	99-9770	99-4747
736.29	36	H13.4.1	社会福祉法人ポテト福祉会	社会福祉法人ポテト福祉会	黒川久美子	92-0070	92-0828
294.63	20	H6.4.1	安城市	株式会社H P S	坂井賢二	76-2233	76-2240
(借家)	20	H10.9.1	社会福祉法人 ぶなの木福祉会	社会福祉法人ぶなの木福祉会	藪内敏彦	72-4347	91-1217
593.79	30	H27.1.1	社会福祉法人観寿々会	社会福祉法人観寿々会	橋口磨理子	72-3433	72-3434

※養護老人ホームは、当初安城市が設置し、平成元年9月9日に現在の場所へ移設。平成30年4月1日に施設を移譲。

福祉施設名称	施設の種類	所在地	敷地面積 (㎡)	構造
児 童 福 祉 施 設				
安城市立サルビア学園	児童発達支援センター	城南町2丁目10-3	3,993.99	鉄筋コンクリート三階建
グランディールキッズまめびよ	児童発達支援センター	高棚町芦池244-1	3,193.00	木造
なかよしこよし	児童養護施設	桜井町咽首192	758.67	鉄筋コンクリート三階建
社 会 福 祉 施 設				
安城市社会福祉会館	その他	赤松町大北78-4	973.74	鉄筋コンクリート三階建
福 祉 セ ン タ ー				
安城市総合福祉センター		赤松町大北78-1	10,543.00	鉄筋コンクリート四階建
安城市中央老人福祉センター	老人福祉センター	〃	――	――
安城市身体障害者福祉センター (身体障害者デイサービス事業)	身体障害者福祉センター	〃	――	――
安城市母子・父子福祉センター	母子・父子福祉センター	〃	――	――
安城市社会福祉センター	その他	〃	――	――
安城市中央児童センター	児童センター	〃	――	――
安城市高齢者生きがいセンター	高齢者生きがい活動推進施設 (事務所)	赤松町大北78-1	――	――
	高齢者生きがい活動推進施設 (作業所)	赤松町大北74	933.00	鉄筋平屋建
安城市北部福祉センター		東栄町6-9	3,000.00	鉄筋コンクリート二階建
安城市北部老人福祉センター	老人福祉センター	〃	――	――
安城市西部福祉センター		福釜町西天12	3,353.87	鉄筋コンクリート三階建
安城市西部老人福祉センター	老人福祉センター	〃	――	――
安城市西部児童センター	児童センター	〃	――	――
安城市作野福祉センター		篠目町二タ又27-1	4,708.94	鉄筋コンクリート二階建
安城市作野老人福祉センター	老人福祉センター	〃	――	――
安城市桜井福祉センター	(さくら保育園併設)	桜井町桜西1丁目2-6	8,000.48	鉄筋コンクリート三階建
安城市桜井老人福祉センター	老人福祉センター	〃	――	――
安城市身体障害者デイサービスセンター	生活介護事業所	〃	――	――
安城市中部福祉センター		新田町新栄84-1	3,500.00	鉄筋コンクリート二階建
安城市中部老人福祉センター	老人福祉センター	〃	――	――
安城市安祥福祉センター		安城町多門96	2,785.81	鉄筋コンクリート二階建
安城市安祥老人福祉センター	老人福祉センター	〃	――	――
安城市安祥児童センター	児童センター	〃	――	――
安城市明祥福祉センター	(明祥プラザ内)	和泉町大下38-1	26,086.07	鉄筋コンクリート二階建

建物面積 (㎡)	定員 (人)	開所年月日	施設設置	運営主体	施設長	電話番号	FAX 番号
3,972.65	50	H30.7.17	安城市	安城市	和田香里	77-7797	77-7785
493.14	28	R3.5.1	社会福祉法人サポートバディ	社会福祉法人サポートバディ	五十川梨香	91-3600	91-3601
423.98	32	H23.7.1	社会福祉法人聖清会	社会福祉法人聖清会	磯部明子	99-9980	99-9981
1,614.67	—	H11.7.8	安城市	社会福祉法人 安城市社会福祉協議会	鈴木昭雄	77-2941	73-0437
4,355.60	—	H3.4.26	安城市	〃	平田清美	77-7888	77-7891
1,106.94	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
590.61	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
433.96	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1523.01	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
470.12	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
230.96	—	H1.4.1	安城市	公益社団法人 安城市シルバー人材センター	小笠原浩一	76-1415	76-1437
333.36	—						
1,682.23	—	H9.10.1	〃	社会福祉法人 安城市社会福祉協議会	立松康徳	97-5000	97-5001
1,682.23	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2,046.14	—	H10.10.1	〃	〃	志水達明	72-6616	72-6610
1,576.92	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
469.22	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1,540.14	—	H11.8.3	〃	〃	大参理恵子	72-7570	72-7571
1,540.14	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4,085.11	—	H20.4.1	〃	〃	石崎律子	99-7365	99-7366
1,733.65	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
400.15	20	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1,324.96	—	H20.10.1	〃	〃	杉浦一成	76-0090	71-0190
1,324.96	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
1,596.86	—	H25.4.1	〃	〃	弓場愛美	73-5757	77-3230
1,221.26	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
375.60	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3987.27	—	H28.4.1	〃	安城市	川口貴子	92-3521	92-5774

※明祥福祉センターの敷地面積と建物面積は、明祥プラザ全体の数値を表示